

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 -外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 7 年 9 月 4 日

【会社名】 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー  
(HSBC Holdings plc)

【代表者の役職氏名】 グループ最高財務責任者 マンヴィン・コール  
(Manveen Kaur, Group Chief Financial Officer)  
グループ最高人事・ガバナンス責任者  
アイリーン・テイラー  
(Aileen Taylor, Group Chief People and Governance Officer)

【本店の所在の場所】 連合王国E14 5HQロンドン市カナダ・スクエア 8  
(8 Canada Square, London E14 5HQ, U.K.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 芦 澤 千 尋

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋  
弁護士 藤 中 将 人

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 1 号パレスビル 3 階  
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー  
第10回期限前償還条項付円貨社債（2025） 653億円  
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー  
第11回期限前償還条項付円貨社債（2025） 281億円  
エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー  
第12回期限前償還条項付円貨社債（2025） 76億円

## 【発行登録書の内容】

|                |                |
|----------------|----------------|
| 提出日            | 令和 6 年 5 月 2 日 |
| 効力発生日          | 令和 6 年 5 月12日  |
| 有効期限           | 令和 8 年 5 月11日  |
| 発行登録番号         | 6 -外 1         |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 1 兆円     |

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

| 番 号       | 提出年月日 | 募集金額 | 減額による<br>訂正年月日 | 減額金額 |
|-----------|-------|------|----------------|------|
| 該当なし      |       |      | 該当なし           |      |
| 実 績 合 計 額 |       | 0 円  | 減額総額           | 0 円  |

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額）1 兆円

（発行残高の上限を記載した場合）

| 番 号       | 提出年月日 | 募集金額   | 償還年月日 | 償還金額   | 減額による<br>訂正年月日 | 減額金額   |
|-----------|-------|--------|-------|--------|----------------|--------|
| 該当なし      |       |        |       |        |                |        |
| 実 績 合 計 額 |       | 該当事項なし | 償還総額  | 該当事項なし | 減額総額           | 該当事項なし |

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額）該当なし

【安定操作に関する事項】該当事項なし

【縦覧に供する場所】該当なし

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

注：本「第1 募集要項」には、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行するエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第10回期限前償還条項付円貨社債（2025）（以下「第10回期限前償還条項付円貨社債」という。）、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第11回期限前償還条項付円貨社債（2025）（以下「第11回期限前償還条項付円貨社債」という。）およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第12回期限前償還条項付円貨社債（2025）（以下「第12回期限前償還条項付円貨社債」という。）（以下「本社債」と総称し、本社債の社債権者を「本社債権者」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの回号ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、＜第10回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第11回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第12回期限前償還条項付円貨社債＞の見出しの下にそれぞれの回号ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、＜第10回期限前償還条項付円貨社債＞、＜第11回期限前償還条項付円貨社債＞および＜第12回期限前償還条項付円貨社債＞の見出しの下に記載された「本社債」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれの回号にかかる各用語を指し、いずれかの回号に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該回号に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの回号、それぞれの回号の社債権者、それぞれの回号の社債の要項およびそれぞれの回号にかかる財務代理人は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」、「社債の要項」および「財務代理人」と記載している。ただし、かかる表示は、それぞれの回号の社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、自らが保有するそれぞれの回号の社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

＜第10回期限前償還条項付円貨社債＞

| 銘 柄      | エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー<br>第10回期限前償還条項付円貨社債（2025）(注1)(注2) |                   |       |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------|-------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし                                                        | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 653億円 |
| 各社債の金額   | 1億円                                                         | 発行価額の総額           | 653億円 |

|       |                                       |           |                                                                                                                                                                              |
|-------|---------------------------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行価格  | 各社債の金額100円につき100円                     | 利 率 ( % ) | 年1.639%<br>下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法-(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および0.70%(年率)の合計値に改定される。下記「利息支払の方法」を参照のこと。 |
| 利払日   | 毎年3月11日および9月11日<br>下記「利息支払の方法」を参照のこと。 | 任意償還日     | 2028年9月11日<br>下記「償還の方法-(3)」を参照のこと。                                                                                                                                           |
| 償還期限  | 2029年9月11日                            | 募集の方法     | 一般募集                                                                                                                                                                         |
| 申込証拠金 | な し                                   | 申込期間      | 2025年9月4日                                                                                                                                                                    |
| 払込期日  | 2025年9月11日<br>(以下「発行日」という。)           | 申込取扱場所    | 別項記載の各金融商品取引業者の<br>日本国内における本店および各支店                                                                                                                                          |

## &lt; 第11回期限前償還条項付円貨社債 &gt;

|          |                                                             |                   |                                                                                                                                                                              |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銘 柄      | エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー<br>第11回期限前償還条項付円貨社債(2025)(注1)(注2) |                   |                                                                                                                                                                              |
| 記名・無記名の別 | 該当なし                                                        | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 281億円                                                                                                                                                                        |
| 各社債の金額   | 1億円                                                         | 発行価額の総額           | 281億円                                                                                                                                                                        |
| 発行価格     | 各社債の金額100円につき100円                                           | 利 率 ( % )         | 年1.929%<br>下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(下記「利息支払の方法-(3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年1回払いベースの年率から半年毎の年2回払いベースの年率に変換する。)および0.85%(年率)の合計値に改定される。下記「利息支払の方法」を参照のこと。 |

|       |                                       |        |                                      |
|-------|---------------------------------------|--------|--------------------------------------|
| 利払日   | 毎年３月11日および９月11日<br>下記「利息支払の方法」を参照のこと。 | 任意償還日  | 2030年９月11日<br>下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。 |
| 償還期限  | 2031年９月11日                            | 募集の方法  | 一般募集                                 |
| 申込証拠金 | なし                                    | 申込期間   | 2025年９月４日                            |
| 払込期日  | 2025年９月11日<br>(以下「発行日」という。)           | 申込取扱場所 | 別項記載の各金融商品取引業者の<br>日本国内における本店および各支店  |

## &lt; 第12回期限前償還条項付円貨社債 &gt;

|          |                                                             |                   |                                                                                                                                                                                    |
|----------|-------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 銘 柄      | エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー<br>第12回期限前償還条項付円貨社債（2025）（注１）（注２） |                   |                                                                                                                                                                                    |
| 記名・無記名の別 | 該当なし                                                        | 券面総額又は<br>振替社債の総額 | 76億円                                                                                                                                                                               |
| 各社債の金額   | 1億円                                                         | 発行価額の総額           | 76億円                                                                                                                                                                               |
| 発行価格     | 各社債の金額100円につき100円                                           | 利 率（％）            | 年2.529%<br>下記任意償還日の翌日以降の利率は、適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（下記「利息支払の方法 - (3)(a)」に定義する。ただし、当該箇所の記載に従って年１回払いベースの年率から半年毎の年２回払いベースの年率に変換する。）および1.10%（年率）の合計値に改定される。<br>下記「利息支払の方法」を参照のこと。 |
| 利払日      | 毎年３月11日および９月11日<br>下記「利息支払の方法」を参照のこと。                       | 任意償還日             | 2035年９月11日<br>下記「償還の方法 - (3)」を参照のこと。                                                                                                                                               |
| 償還期限     | 2036年９月11日                                                  | 募集の方法             | 一般募集                                                                                                                                                                               |
| 申込証拠金    | なし                                                          | 申込期間              | 2025年９月４日                                                                                                                                                                          |
| 払込期日     | 2025年９月11日<br>(以下「発行日」という。)                                 | 申込取扱場所            | 別項記載の各金融商品取引業者の<br>日本国内における本店および各支店                                                                                                                                                |

## &lt; 共通事項 &gt;

(注１) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関（下記「振替機関」に定義する。）が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「振替機関業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

(注２) 本社債は、初回の利払日（下記「利息支払の方法」に定義する。）前にアイルランド証券取引所（ユーロネクスト・ダブリン）のグローバル・エクスチェンジ・マーケットに上場される予定である。下記「摘要 - 13 英国における課税」を参照のこと。

振替機関

| 名 称                            | 住 所                 |
|--------------------------------|---------------------|
| 株式会社証券保管振替機構<br>（以下「振替機関」という。） | 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号 |

(注) 振替機関には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関を含むものとみなす。

公告の方法

本社債に関する一切の公告は、東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に 1 回これを行う。本社債権者の各々に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）がこれを行う。財務代理契約（下記「財務代理人とその職務」に定義する。）には、本社債の要項（以下「社債の要項」という。）に基づき必要な時は常に、発行会社は、財務代理人に対して、発行会社に代わってかかる公告を行うよう書面により請求すべき旨が定められる。

引 受 人

< 第10回期限前償還条項付円貨社債 >

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者<br>（以下「共同主幹事会社」と総称する。） |     | 引受金額<br>（百万円） | 元引受の条件 |
|-------------------------------------------|-----|---------------|--------|
| 会 社 名                                     | 住 所 |               |        |

|                           |                       |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| H S B C証券株式会社             | 東京都中央区日本橋<br>三丁目11番1号 | 共同主幹事会社が<br>連帯して本社債の<br>発行総額を引受け<br>るので、個々の共<br>同主幹事会社の引<br>受金額はない。 | 本社債の発行総額<br>は、発行会社と共<br>同主幹事会社との<br>間で2025年9月4<br>日に調印された元<br>引受契約に従い共<br>同主幹事会社によ<br>り連帯して買取引<br>受けされ、一般に<br>募集される。共同<br>主幹事会社に対し<br>て支払われる本社<br>債の幹事、引受け<br>および販売に係る<br>手数料の合計は、<br>本社債の総額の<br>0.20%に相当する<br>金額である。 |
| 大和証券株式会社                  | 東京都千代田区丸の内<br>一丁目9番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー<br>証券株式会社 | 東京都千代田区大手町<br>一丁目9番2号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| みずほ証券株式会社                 | 東京都千代田区大手町<br>一丁目5番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| 野村證券株式会社                  | 東京都中央区日本橋<br>一丁目13番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| S M B C日興証券株式会社           | 東京都千代田区丸の内<br>三丁目3番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| 合 計                       |                       | 65,300                                                              |                                                                                                                                                                                                                       |

## &lt; 第11回期限前償還条項付円貨社債 &gt;

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者<br>(以下「共同主幹事会社」と総称する。) |                       | 引受金額<br>(百万円)                                                       | 元引受の条件                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 社 名                                     | 住 所                   |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| H S B C証券株式会社                             | 東京都中央区日本橋<br>三丁目11番1号 | 共同主幹事会社が<br>連帯して本社債の<br>発行総額を引受け<br>るので、個々の共<br>同主幹事会社の引<br>受金額はない。 | 本社債の発行総額<br>は、発行会社と共<br>同主幹事会社との<br>間で2025年9月4<br>日に調印された元<br>引受契約に従い共<br>同主幹事会社によ<br>り連帯して買取引<br>受けされ、一般に<br>募集される。共同<br>主幹事会社に対し<br>て支払われる本社<br>債の幹事、引受け<br>および販売に係る<br>手数料の合計は、<br>本社債の総額の<br>0.25%に相当する<br>金額である。 |
| 大和証券株式会社                                  | 東京都千代田区丸の内<br>一丁目9番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー<br>証券株式会社                 | 東京都千代田区大手町<br>一丁目9番2号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| みずほ証券株式会社                                 | 東京都千代田区大手町<br>一丁目5番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| 野村證券株式会社                                  | 東京都中央区日本橋<br>一丁目13番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| S M B C日興証券株式会社                           | 東京都千代田区丸の内<br>三丁目3番1号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |
| 合 計                                       |                       | 28,100                                                              |                                                                                                                                                                                                                       |

## &lt; 第12回期限前償還条項付円貨社債 &gt;

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者<br>(以下「共同主幹事会社」と総称する。) |                           | 引受金額<br>(百万円)                                                       | 元引受の条件                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 社 名                                     | 住 所                       |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |
| H S B C 証券株式会社                            | 東京都中央区日本橋<br>三丁目11番 1 号   | 共同主幹事会社が<br>連帯して本社債の<br>発行総額を引受け<br>るので、個々の共<br>同主幹事会社の引<br>受金額はない。 | 本社債の発行総額<br>は、発行会社と共<br>同主幹事会社との<br>間で2025年 9 月 4<br>日に調印された元<br>引受契約に従い共<br>同主幹事会社によ<br>り連帯して買取引<br>受けされ、一般に<br>募集される。共同<br>主幹事会社に対し<br>て支払われる本社<br>債の幹事、引受け<br>および販売に係る<br>手数料の合計は、<br>本 社 債 の 総 額 の<br>0.325 % に 相 当 す<br>る金額である。 |
| 大和証券株式会社                                  | 東京都千代田区丸の内<br>一丁目 9 番 1 号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー<br>証券株式会社                 | 東京都千代田区大手町<br>一丁目 9 番 2 号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |
| みずほ証券株式会社                                 | 東京都千代田区大手町<br>一丁目 5 番 1 号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 野村證券株式会社                                  | 東京都中央区日本橋<br>一丁目13番 1 号   |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |
| S M B C 日興証券株式会社                          | 東京都千代田区丸の内<br>三丁目 3 番 1 号 |                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |
| 合 計                                       |                           | 7,600                                                               |                                                                                                                                                                                                                                      |

## 財務代理人とその職務

本社債について社債の管理会社は設置されない。

| 財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称 | 住 所               |
|----------------------|-------------------|
| 株式会社三井住友銀行           | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 |

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。）は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2025年9月4日付の財務代理・利率確認事務取扱契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、財務代理人を随時変更することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が有効に選任されるまで（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人

が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対して公告する。

振替機関が発行会社に対して財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を選任し(ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が振替機関業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。)、その旨を本社債権者に対して公告する。

後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる選任が有効とされる日をもって、あたかも社債の要項および財務代理契約において財務代理人・発行代理人兼支払代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と代替し、社債の要項、財務代理契約および振替機関業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 利息支払の方法

### < 第10回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日に当たる2025年9月12日(その日を含む。)からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2026年3月11日に始まり満期日(下記「償還の方法 - (1)」に定義する。)(その日を含む。)までの毎年3月11日および9月11日の2回(以下それぞれを「利払日」という。)、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 発行日の翌日に当たる2025年9月12日(その日を含む。)から任意償還日(下記「償還の方法 - (3)」に定義する。)(その日を含む。)までの期間中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の金額に対して年1.639%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの期間(以下「改定後利率適用期間」という。)中(ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。)、本社債の利率は、改定後利率決定日(以下に定義する。)における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)(以下に定義する。)(年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。)および0.70%(年率)の合計値(以下「改定後利率」という。)とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + \text{TONA TSR}} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited(またはその承継管理者)(以下「FTSEインターナショナル」という。)によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEGスクリーンページのJPTSRT0A=RFTB(またはその承継ページ)(以下「LSEGスクリーンページ」という。)において公表され、東京スワップレート(TONA参照)として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト(O/N)物レート(以下「TONA」という。)を参照する円金利スワップ取引(期間1年)の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限(もしあれば)のいずれか遅い方の時点または期限内に、

FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

< 第11回期限前償還条項付円貨社債 >

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日に当たる2025年9月12日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2026年3月11日に始まり満期日（下記「償還の方法 - (1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年3月11日および9月11日の2回（以下それぞれを「利払日」という。）各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 発行日の翌日に当たる2025年9月12日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法 - (3)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の金額に対して年1.929%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および0.85%（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times \left[ \sqrt{1 + \text{TONA} \text{ TSR}} - 1 \right]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited（またはその承継管理者）（以下「FTSEインターナショナル」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEGスクリーンページのJPTSRTOA=RFTB（またはその承継ページ）（以下「LSEGスクリーンページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

## &lt; 第12回期限前償還条項付円貨社債 &gt;

- (1) 本社債の利息は発行日の翌日に当たる2025年9月12日（その日を含む。）からこれを付し、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2026年3月11日に始まり満期日（下記「償還の方法 - (1)」に定義する。）（その日を含む。）までの毎年3月11日および9月11日の2回（以下それぞれを「利払日」という。）各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。
- (2) 発行日の翌日に当たる2025年9月12日（その日を含む。）から任意償還日（下記「償還の方法 - (3)」に定義する。）（その日を含む。）までの期間中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の金額に対して年2.529%の利率により利息が付される。
- (3) (a) すべての本社債が任意償還日以前に償還または買入消却されていない限り、本社債の利率は、任意償還日の翌日に改定される。任意償還日の翌日（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの期間（以下「改定後利率適用期間」という。）中（ただし、下記「利息支払の方法 - (7)」に従う。）本社債の利率は、改定後利率決定日（以下に定義する。）における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）（以下に定義する。）（年1回払いベースの年率から以下の算式により半年毎の年2回払いベースの年率に変換し、その結果を百分率表示した年率の小数第四位を切り上げる。）および1.10%（年率）の合計値（以下「改定後利率」という。）とする。ただし、かかる改定後利率は0%を下回らない。

$$2 \times [\sqrt{1 + \text{TONA} \text{ TSR}} - 1]$$

「TONA TSR」とは、改定後利率決定日における1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）をいう。

「1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）」とは、ベンチマーク管理者としてのFTSE International Limited（またはその承継管理者）（以下「FTSEインターナショナル」という。）によって提供され、東京時間午前10時30分頃にLSEGスクリーンページのJPTSRT0A=RFTB（またはその承継ページ）（以下「LSEGスクリーンページ」という。）において公表され、東京スワップレート（TONA参照）として知られる、変動金利レグとして無担保コールオーバーナイト（O/N）物レート（以下「TONA」という。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）の東京時間午前10時頃のミッド・スワップ・レートをいう。ただし、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、当初の公表から1時間経過時点または該当するベンチマーク・メソドロジーにおいてFTSEインターナショナルによって指定される再公表期限（もしあれば）のいずれか遅い方の時点または期限内に、FTSEインターナショナルによって事後に修正および公表された場合、当該レートは、かかる修正に従う。

「営業日」とは、日本国東京都における銀行の営業日をいう。

「改定後利率決定日」とは、任意償還日の2営業日前の日をいう。

## &lt; 共通事項 &gt;

- (b) 改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が公表されない場合またはその他利用不能な場合には、インデックス停止開始日（以下に定義する。）が発生し、かつインデックス停止事由（以下に定義する。）のいずれかが発生していない限り、改定後利率決定日において適用ある1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がLSEGスクリーンページに公表された直前の営業日におけ

る、東京時間午前10時30分頃に公表された当該1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

「インデックス停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

- ( ) 日本銀行（または承継管理者）がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本銀行（または承継管理者）による、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。）
- ( ) TONAの承継管理者がTONAの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、TONAの承継管理者に対する監督当局、日本銀行、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、TONAの承継管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局またはTONAの承継管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、TONAの提供を継続する更なる承継管理者または提供者がいない場合に限る。）
- ( ) FTSEインターナショナルが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルによる、またはそのための正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。）
- ( ) FTSEインターナショナルが1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルに対する監督当局、日本銀行、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する倒産手続当局、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する破綻処理当局またはFTSEインターナショナルに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表（ただし、かかる声明または発表の時点において、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。）

「インデックス停止開始日」とは、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）ならびにインデックス停止事由に関して、TONAおよび/または1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）が、通常であれば提供されるはずであるにもかかわらず、提供されないこととなった最初の日をいう。

- (c) TONAがある営業日において提供されず、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由の( )および/または( )に掲げるいずれかが発生している場合には、下記「利息支払の方法 - (3)(d)」または下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、かかる営業日およびその後の営業日について、インデックス停止開始日以後に到来する改定後利率決定日のための1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、FTSEインターナショナルが提供する、変動金利レグとして日本円推奨金利（以下に定義する。）を参照する円金利スワップ取引（期間1年）のミッド・スワップ・レートで、1年物日本円TONA東京スワップレート（10時）を承継するミッド・スワップ・レートとして指定、指名または推奨されるもの（以下「承継1年物日本円東京スワップレート」という。）とする。

「日本円推奨金利」とは、TONAの代替を推奨する目的で日本銀行が公式に承認または招集した委員会によってTONAの代替として推奨される金利（スプレッドおよび調整を含む。）（かかる金利は日本銀行または他の管理者によって作成され得る。）で、かかる金利の管理者によって提供され、

またはかかる金利の管理者によって提供されない場合には認定配信者によって公表されるものをいう。

- (d) TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由の( )および/または( )に掲げるいずれかが発生している場合で、承継1年物日本円東京スワップレートが存在するもののFTSEインターナショナルが改定後利率決定日の東京時間午前10時30分頃に承継1年物日本円東京スワップレートを公表しない(または承継1年物日本円東京スワップレートが利用不能である)場合には、承継1年物日本円東京スワップレート停止事由(以下に定義する。)のいずれかが発生しておらず、かつ下記「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用されない限り、改定後利率決定日における承継1年物日本円東京スワップレートは、直近に公表された承継1年物日本円東京スワップレートとする。

「承継1年物日本円東京スワップレート停止事由」とは、以下のいずれかをいう。

- ( ) FTSEインターナショナルが承継1年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルによる、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、承継1年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。)
- ( ) FTSEインターナショナルが承継1年物日本円東京スワップレートの提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、FTSEインターナショナルに対する監督当局、日本銀行、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する倒産手続当局、FTSEインターナショナルに対する管轄権を有する破綻処理当局またはFTSEインターナショナルに対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、承継1年物日本円東京スワップレートの提供を継続する承継管理者または提供者がいない場合に限る。)
- (e) ( ) 改定後利率決定日において、TONAに関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由の( )および/または( )に掲げるいずれかが発生している場合であるが、
- (x) 日本円推奨金利が存在しない場合、もしくは
- (y) 直近に公表された承継1年物日本円東京スワップレートが存在しない場合、もしくは
- (z) 日本円推奨金利が存在するものの日本円推奨金利停止事由(以下に定義する。)がその後に発生している場合、
- ( ) 1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)に関するインデックス停止開始日が発生し、かつインデックス停止事由のいずれかが発生している場合、または
- ( ) 承継1年物日本円東京スワップレートが存在するものの承継1年物日本円東京スワップレート停止事由がその後に発生している場合には、

1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)は、(x)TONAに関してインデックス停止事由が発生していない場合はTONAを、(y)TONAに関してインデックス停止事由が発生しているものの、日本円推奨金利が存在しており、日本円推奨金利停止事由が発生していない場合は日本円推奨金利を、または(z)その他の場合は代替する日本円リスクフリーレートを、変動金利レグとして参照する円金利スワップ取引(期間1年)のミッド・スワップ・レートとする。かかるミッド・スワップ・レート(以下「代替ミッド・スワップ・レート」という。)は、承継金利決定代理人(以下に定める。)が、当該レートが代替レートとしての代表性があると考えるに十分なだけの国際債券市場取引および店頭デリバティブ取引の業界標準を含めた一切の利用可能な情報を考慮のうえ、誠実に行為して決定する。承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートにスプレッド調整(以下に定義する。)の適用がされなければならないと決定した場合、代替ミッド・スワップ・レートにスプレッ

ド調整が適用される。承継金利決定代理人が、スプレッド調整の値またはスプレッド調整を決定するための算式もしくはメソドロジーを決定することができない場合、代替ミッド・スワップ・レートは、スプレッド調整を適用することなく、参照される。承継金利決定代理人が上記条項に従って代替ミッド・スワップ・レートおよび（適用ある場合）スプレッド調整を決定した場合、承継金利決定代理人は、円金利スワップ取引（期間１年）のミッド・スワップ・レートおよび/またはスプレッド調整についての市場慣習に従うため、社債の要項の変更（本社債についてのフォールバック・レートの決定方法を含むがこれに限らない。）を、定めることができる。適用ある法律により最大限許容される範囲内で、本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく代替ミッド・スワップ・レートの決定、スプレッド調整の適用および/または社債の要項の変更について、本社債権者の同意または社債権者集会による決議は、必要としない。

本「利息支払の方法 - (3)(e)」が適用される場合、発行会社は、改定後利率決定日以前に「承継金利決定代理人」を実務上可能な限り速やかに任命するための合理的な努力を尽くす。発行会社は、承継金利決定代理人によってなされるべき計算または決定について経験のある主要な金融機関であれば、自らの関係者その他の者を承継金利決定代理人として任命できる。本「利息支払の方法 - (3)(e)」のいずれの規定にもかかわらず、承継金利決定代理人が決定した代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更によって、損失吸収規制（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）において、本社債が発行会社および/またはグループ（下記「償還の方法 - (4)」に定義する。）の自己資本および適格債務または損失吸収力に関する最低基準に算入される適格性が害されることが合理的に予想されると発行会社が決定する場合には、かかる代替ミッド・スワップ・レートの適用、当該スプレッド調整の適用または社債の要項の変更は行われなない。発行会社および承継金利決定代理人が誠実に行為し合理的な努力をしたにもかかわらず、改定後利率決定日以前に、発行会社が承継金利決定代理人を任命できない場合または承継金利決定代理人が代替ミッド・スワップ・レートを決定できない場合、あるいは前文に基づき代替ミッド・スワップ・レートの適用が行われない場合、改定後利率決定日において適用ある１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）は、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）がLSEGスクリーンページに公表された直前の営業日における、東京時間午前10時30分頃に公表された当該１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）とする。

発行会社は財務代理人に対し、発行会社の適式な権限ある署名者１名が署名し、かかる任命、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替、TONAおよびFTSEインターナショナルの交替（もしあれば）、スプレッド調整ならびに社債の要項の変更を記載し、かつ承継金利決定代理人が本「利息支払の方法 - (3)(e)」に従って関連する決定を行った旨を確認した証明書を直ちに交付する。

本「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の償還期日後１年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

発行会社は、その決定後実務上可能な限り速やかに、かかる承継金利決定代理人の任命、１年物日本円TONA東京スワップレート（10時）の代替、TONAおよびFTSEインターナショナルの交替（もしあれば）、スプレッド調整ならびに社債の要項の変更を本社債権者に対して公告する。

「スプレッド調整」とは、いずれの場合も代替ミッド・スワップ・レートに適用するスプレッド（正、負または零のいずれの可能性もある。）またはスプレッドを算定するための算式もしくはメソドロジーをいい、スプレッド、算式またはメソドロジーは、以下のいずれかのものをいう。

- ( ) 1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)または承継1年物日本円東京スワップレートの代替レートとして業界で認容されるレートにするために、当該代替ミッド・スワップ・レートに国際債券市場取引において慣行として適用されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー
- ( ) (承継金利決定代理人が、1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)または承継1年物日本円東京スワップレートに関して、上記( )に定める慣行として適用されているスプレッドがないと決定した場合) 1年物日本円TONA東京スワップレート(10時)または承継1年物日本円東京スワップレートが参照される店頭デリバティブ取引において、かかるスワップレートが代替ミッド・スワップ・レートによって代替されるとき業界標準として、認知または承認されているものとして、承継金利決定代理人が、発行会社との協議の上、決定するスプレッド、算式またはメソドロジー
- 「日本円推奨金利停止事由」とは、以下のいずれかをいう。
- ( ) 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者による、またはそのための正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者または提供者がいらない場合に限る。)
- ( ) 日本円推奨金利の管理者が日本円推奨金利の提供を恒久的または無期限に停止したまたは停止する旨の、日本円推奨金利の管理者に対する監督当局、日本銀行、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する倒産手続当局、日本円推奨金利の管理者に対する管轄権を有する破綻処理当局または日本円推奨金利の管理者に対して類似の倒産もしくは破綻処理権限を有する裁判所もしくは組織による正式声明または情報発表(ただし、かかる声明または発表の時点において、日本円推奨金利の提供を継続する承継管理者または提供者がいらない場合に限る。)
- (4) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従った改定後利率の決定後、発行会社は、財務代理人に対し、当該改定後利率を書面により通知し、その後、改定後利率適用期間の開始日から5営業日以内に、財務代理人は、当該事項を、財務代理人の本店において、通常の営業時間中に本社債権者の閲覧に供する。かかる場合、公告は不要とする。
- (5) 上記「利息支払の方法 - (3)」に従って決定された改定後利率は、明白な誤りのある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者を含む全当事者に対し拘束力を有する。
- (6) 株式会社三井住友銀行は、日本国東京都の本店において、本社債にかかる発行会社の利率確認事務取扱者(以下「利率確認事務取扱者」という。)として職務を行う。財務代理契約に基づき、発行会社は、利率確認事務取扱者に対し、利率(改定後利率を含むがこれに限定されない。)の確認、算出および決定に関する上記「利息支払の方法 - (3)(a)」ないし上記「利息支払の方法 - (3)(e)」に基づく発行会社の一切の義務(公告を行う義務を除く。)の履行を委任する。利率確認事務取扱者は、発行会社の代理人としてのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。本「利息支払の方法」に基づき発行会社が財務代理人に対して行うべき通知は、財務代理人が利率確認事務取扱者と同一の銀行である限りは、これを行うことを要しない。発行会社は、利率確認事務取扱者を随時変更することができる。ただし、利率確認事務取扱者は、後任の利率確認事務取扱者が有効に選任されるまで、在職する。かかる場合、発行会社は事前に利率確認事務取扱者の変更を公告する。
- (7) 本社債の利息は、償還期日(その日を含まない。)後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠ったときは、発行会社はその時点で未償還の本社債の元金額につ

いて償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、任意償還日（その日を含む。）までは上記「利息支払の方法 - (2)」に定める利率またそれ以降は改定後利率による経過利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、振替機関業務規程等における支払代理人の資格において行為する財務代理人（以下、かかる資格において行為する財務代理人を「支払代理人」という。）が、その受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うための口座を振替機関に開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、かかる支払期限経過後の配分が振替機関業務規程等により可能でない場合、当該期間は発行会社または財務代理人が下記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従って最後の公告を行った日から14日を超えない。

## 償還の方法

### < 第10回期限前償還条項付円貨社債 >

#### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年9月11日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### < 第11回期限前償還条項付円貨社債 >

#### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2031年9月11日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

### < 第12回期限前償還条項付円貨社債 >

#### (1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2036年9月11日（「満期日」という。）に本社債の金額の100%で償還される。

社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

## < 共通事項 >

#### (2) 税務上の理由による償還

発行日以後に有効となった、英国、その下部行政主体またはそのもしくはその域内の課税権限を有する当局（以下「課税管轄域」という。）の法律の変更または改正、かかる法律の公式的な適用または解釈（裁判所または審判所の決定を含む。）の変更、あるいは、英国が当事者となっている課税に影響する1つもしくは複数の条約の変更、その公式的な適用もしくは解釈の変更、またはその締結もしくは改正の結果として、

- (a) 発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額（下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。）の支払義務を次回以降の利払日に負うこととなる場合、あるいは
- (b) 発行会社が本社債の償還を行うと仮定したとき（発行会社が本社債の償還を行う権利を有しているか否かを問わない。）、発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に基づき追加額の支払いを求められることとなる場合、

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。ただし、下記に定めるかかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したかまたは本社債が償還されたと仮定すれば、発行会社が追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日から、90日前よりも前に行うことはできない。

本「償還の方法 - (2)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に基づき追加額の支払義務を負っているかまたは負うこととなる旨、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (2)」に基づき本社債の償還を選択する旨、（ ）かかる償還期日、（ ）関連する事実の詳細とともに、かかる状況が、存在しているかまたは償還がされなければ本社債の利息の支払いが行われることとなる日以前に発生することが合理的に予測される旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意（下記「償還の方法 - (6)」に定義する。）を取得している旨を記載した証明書、ならびに上記（ ）および（ ）に記載の事項を確認する定評ある独立の法律顧問または会計士の意見書を交付する。

かかる証明書および意見書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に関連事項を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (2)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (2)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### < 第10回期限前償還条項付円貨社債 >

##### (3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2028年9月11日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 第11回期限前償還条項付円貨社債 >

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2030年9月11日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 第12回期限前償還条項付円貨社債 >

(3) 発行会社による任意償還

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、2035年9月11日（以下「任意償還日」という。）に、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で任意償還日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (3)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）発行会社が本「償還の方法 - (3)」に基づき本社債の償還を選択する旨および（ ）発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、任意償還日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は、任意償還日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる財務代理人に対する通知および本社債権者に対する公告は取消すことができない。

本「償還の方法 - (3)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の任意償還日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (3)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

< 共通事項 >

(4) 損失吸収不適格事由による償還

損失吸収不適格事由（以下に定義する。）が生じている場合、下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社は、その選択により、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額の100%で償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して償還することができる。

本「償還の方法 - (4)」に基づく償還がなされる場合、発行会社は財務代理人に対して、発行会社の適式な権限ある署名者1名が署名し、（ ）関連する事実の詳細とともに、損失吸収不適格事由が発生し、か

つ継続している旨、( )発行会社が本「償還の方法 - (4)」に基づき本社債の償還を選択する旨、( )かかる償還期日および( )発行会社が関連規制当局同意を取得している旨を記載した証明書を交付する。

かかる証明書は、償還予定期日の少なくとも30日前までに財務代理人に交付され、発行会社は償還予定期日の少なくとも14日前までに本社債権者に対してかかる償還を公告する。かかる償還予定期日は営業日とし、かかる財務代理人に対する交付および本社債権者に対する公告は取消することができない。

本「償還の方法 - (4)」に基づき発行会社より財務代理人に対して交付されたかかる証明書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「償還の方法 - (4)」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

「グループ」とは、発行会社およびその連結子会社をいう。

「損失吸収不適格事由」は、以下の(a)または(b)の結果として、本社債の全部または一部が発行会社および/またはグループの(A)自己資本および適格債務ならびに/または(B)損失吸収力に関する最低基準に算入できなくなっている場合(いずれの場合についても、発行会社および/またはグループに適用される、関連する損失吸収規制に従って決定される。)に発生しているものとみなされる。

(a) 発行日以降に有効となる損失吸収規制

(b) 発行日以降に有効となる、損失吸収規制の改正もしくは変更または損失吸収規制の適用もしくは公権的解釈の変更

ただし、関連する最低基準からの本社債の除外が、発行日において発行会社および/またはグループに対して有効な関連する損失吸収規制に基づき当該最低基準に算入するための適格要件として定められた期間を、本社債の残存期間が下回ることを理由とする場合は、損失吸収不適格事由に該当しない。

「損失吸収規制」とは、いかなる時点においても、自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力に関する最低基準についての、その時々々の法律、規則、要件、指針、制度、基準および方針で、英国において有効であり、発行会社に対してその時々において適用されるものをいう(当該要件、指針または方針が、発行会社に対し、あるいは発行会社およびその持株会社もしくは子会社または当該持株会社の子会社に対し、一般的に適用されるか、または個別に適用されるかを問わない。 )。

## (5) 買入消却

下記「償還の方法 - (6)」に従うことを条件として、発行会社、その持株会社もしくは子会社またはかかる持株会社の子会社は、公開市場その他においていかなる価格でも本社債を買入れることができ、また、当該本社債を転売することができる。ただし、適用法令および振替機関係業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

## (6) 規制当局の同意

発行会社は、その時点において損失吸収規制により要求される限り、関連規制当局同意を先に取得した場合にのみ、上記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って、本社債を償還し、または買入れる権利を行使することができる。

本目的上、発行会社と本社債権者との間においては、発行会社の適式な権限を有する署名者1名が署名し財務代理人に送付された、関連規制当局同意を取得している旨記載された証明書は、発行会社が関連規制当局同意を取得したことの確証となり、本社債権者に対して拘束力を有する。

疑義を回避するために付言すると、発行会社が上記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」、「償還の方法 - (4)」または「償還の方法 - (5)」に従って本社債を償還し、または買入れる権利につき、上記の関連規制当局同意の取得要件は、(x)損失吸収規制が別途に取得要件としていない限り、本社債を発行会社および/またはグループの自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力に関する最低基準に完全に算入できなくなった(または償還期日もしくは買入日に完全に算入できなくなる)場合、(y)損失吸

収規制に基づき関連英国破綻処理当局（下記「摘要 - 10 英国ペイルイン権限の行使に関する合意 - (1)」に定義する。）が付与した許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債がマーケットメイクのために買入れられる場合、あるいは(z)損失吸収規制に基づき関連英国破綻処理当局が付与した包括事前許可に基づき、当該許可に定める限度内で本社債が償還または買入れられる場合、適用されない。

「関連規制当局同意」とは、本社債の償還または買入れに関して、適用ある損失吸収規制に基づき、かかる償還または買入れのために要求される、関連英国破綻処理当局の許可をいう。

## 担 保

本社債には担保および保証は付されない。

## 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接かつ無担保の債務であり、本社債相互間で優先することなく同順位であり、また、法律により優先される債務を除き、発行会社の現在および将来のその他すべての非劣後かつ無担保の債務と同順位である。

本社債に関する請求権は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債権者により、相殺することができず、反訴の原因とすることもできず、また、各本社債権者は、本社債権者が発行会社に負う債務に対してまたはそれに関して、本社債に関する請求権によって相殺する権利または反訴する権利を放棄し、すべての目的のために放棄したものとして扱われる。前文にかかわらず、本社債権者が、かかる相殺または反訴によって本社債に関する金員またはその利益を受領または回収した場合、本社債権者は、かかる金員または利益を発行会社のために信託として保有し、その金額を発行会社または発行会社の解散の場合には発行会社の清算人に、支払う。

## 財務上の特約

該当事項なし。

## 社債権者集会

- (1) (a)本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で書面により社債権者集会の開催を発行会社を代理する財務代理人に対し財務代理人の本店において請求した場合（かかる本社債権者は財務代理人に対し保有証明書（下記「摘要 - 2 強制 - (2)」に定義する。）を提示するものとする。）、または(b)発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前までに書面による通知をした場合、いずれの場合も、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに本社債権者に対して行い、かつ、財務代理人に発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

- (2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席もしくは代理人を通じて、または発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により、その議決権を行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する（その時点で未償還の）本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも7日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、当該保有証明書を振替機関または当該本社債権者の関連する口座管理機関（下記「摘要 - 3 支払い - (イ)」に定義する。）に返還

するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

- (3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権を行使する権利を有する本社債権者（以下「議決権者」という。）が保有する議決権の総数の2分の1超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議（以下に定義する。）を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、その債務もしくはその債務の不履行によって生じた責任の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または発行会社の破産、会社更生もしくはこれらに準ずる手続に関するすべての行為
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、いずれも（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更
- (d) 社債の要項の条項に基づいて特別決議が要求されているその他の事項

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき本社債権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。

- (4) 本「社債権者集会」に従って行われたまたは行われたものとみなされた決議は、すべての本社債権者に対して、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の許容する範囲内で拘束力を有し、その執行は代表社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (5) 本「社債権者集会」において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (6) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (7) 本「社債権者集会」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

#### 準拠法および管轄裁判所

イングランド・ウェールズ法に準拠しそれによって解釈される発行会社による本社債の発行に関する授權および上記「本社債の地位」の第二段落を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟その他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意する。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関して日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟その他の裁判手続につき、発行会社の権限ある訴状その他の裁判上の書類の受取人としてザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの日本における代表者を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受領する場所として現在日本国〒103-0027東京都中央区日本橋三丁目11番1号H S B Cビルディングに所在のあるザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの東京支店のその時々住所を指定する。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限りいつでも、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意する。かかる受取人が何らかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束する。かかる場合、発行会社は、財務代理人に対して、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに書面で通知し、その旨を速やかに公告する。

本「準拠法および管轄裁判所」に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対して、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所に訴訟その他の裁判手続を提起する権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

## 摘 要

### 1 信用格付

#### (a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債につき、発行会社の依頼による、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供されまたは閲覧に供される信用格付（予定を含む。）は取得していない。

#### (b) 無登録格付業者から付与された信用格付

ムーディーズ・レーティングス・インベスターズ・サービス・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）による、2025年9月3日（ロンドン時間）現在の発行会社の無担保シニア債務格付はA3であり、S&Pグローバル・レーティング・ユークー・リミテッド（以下「S&P」という。）による、2025年9月3日（ロンドン時間）現在の発行会社の長期発行体格付はA-である。本社債につき、発行会社は、ムーディーズおよびS&Pより信用格付をそれぞれ取得する予定である。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金商法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない（以下「無登録格付業者」という。）。無登録格付業者は、金融庁の監督および登録格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項にかかる情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）が、また、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が、金商法第66条の27に基づく信用格付業者としてそれぞれのグループ内において登録されており、ムーディーズおよびS&Pは、上記信用格付業者それぞれの特定期間関係法人（同内閣府令第116条の3第2項に定義される。）である。ムーディーズおよびS&Pが付与する信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け」をクリックした後に表示されるページに掲載されている「無登録格付け情報」

( <https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered> ) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 強制

- (1) 本社債に関して支払期日の到来した元金または利息のいずれかの支払いについて14日間以上の不履行が発生した場合、各本社債権者は、支払いを強制するために、その裁量によりまた更なる通知を必要とすることなく、イングランド（England）において発行会社の解散手続を申し立てることができる。ただし、（ ）かかる支払いに適用のある、財政もしくはその他の法令、もしくは管轄権を有するいずれかの裁判所の命令を遵守するため、または（ ）かかる法令もしくは命令の有効性もしくは適用可能性について疑義がある場合において上記14日間中のいかなる時点においても定評ある独立の法律顧問から受けたかかる有効性もしくは適用可能性に関する助言に従って、当該支払いを留保または拒絶する場合、かかる不履行とはしない。
- (2) 各本社債権者は、本社債に基づき発行会社に対して拘束力を有する義務、条件または条項（当該本社債に関する元金、利息もしくは費用の支払義務または本社債に関するその他の支払義務を除く。）を強制するために、その裁量によりまた更なる通知を必要とすることなく、各本社債権者が適切と考える手続を発行会社に対して開始することができ、また、以下の定めに従うことを条件として、イングランド（England）において発行会社の解散手続の申立ておよび/またはイングランド（England）における発行会社の解散もしくは財産管理手続での請求をすることができる。ただし、発行会社は、発行会社の解散手続以外の手続の開始を理由として、金銭の支払いを求められてはならない（関連する本社債に関する元金、利息もしくはその他の金額に関するものか、または当該義務、条件もしくは条項の違反もしくはその他のいかなる方法での損害によるものかを問わない。）。本社債権者が、本「摘要 - 2 強制 - (2)」に記載される義務を強制するために発行会社の解散手続の申立ておよび/またはイングランド（England）における発行会社の解散もしくは財産管理手続での請求をすることができるのは、発行会社のかかる義務の不履行が、その治癒を求める通知が財務代理人の本店において発行会社に対しいずれかの本社債権者によりなされた後（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、振替機関または関連する口座管理機関により発行された当該本社債の保有を証する証明書（以下「保有証明書」という。）を提示しなければならない。）60日（または特別決議によって承認されたより長い期間）以内に治癒されない場合に限る。
- (3) イングランド（England）において発行会社を解散する旨の命令がなされるか、またはその旨の有効な決議がなされる場合（ただし、特別決議によって事前にその条件が承認された再建スキームまたは合併スキームに関連する場合を除く。）、各本社債権者は、その選択により、財務代理人の本店において発行会社に対して当該本社債権者によるまたは当該本社債権者のための書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、直ちに当該本社債権者の保有するいずれの本社債についても、期限の利益の喪失を宣言することができ、かかる場合、当該本社債は、直ちに当該本社債の金額の100%でその日（その日を含む。）までの経過利息を付して支払われる。
- (4) 本「摘要 - 2 強制」において個別に定める場合を除いて、本社債の未払いの金額の回収のためであるか、または本社債その他に基づくいかなる義務、条件もしくは条項の発行会社による違反に関するものであるかを問わず、本社債権者は、発行会社から救済（相殺にかかるいかなる権利をも含む。）を受けられない。
- (5) 本「摘要 - 2 強制」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### 3 支払い

- (イ) 本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、本社債権者に対して振替法および振替機関業務規程等に従って、本社債権者が機構加入者の場合には直接に、その他の場合には本社債権者が本社債の記録を行わせるために口座を開設している関連する口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）を通じて行われる。
- (ロ) 本社債の元金または利息の支払期日が営業日ではない場合、本社債権者はその翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受けることができず、またかかる支払いの繰延べに関して追加利息その他の追加支払いを受ける権利を有しない。
- (ハ) 支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、発行会社は、自らまたは財務代理人をして、支払代理人によるかかる金額の受領後実務上可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対してその旨および支払方法ならびに支払日を公告し、または公告させる。かかる金額の受領時点で支払方法もしくは支払日のいずれかまたはその両方を決定することができない場合、発行会社または財務代理人は、かかる金額の受領ならびに決定している範囲での支払方法および/または支払日を本社債権者に対して公告し、後日、かかる支払方法および/または支払日の決定後速やかに、本社債権者に対して公告する。当該公告に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

### 4 税制上の理由による追加の支払い

- (イ) 本社債に関する一切の支払い（元金、利息その他を問わない。）は、課税管轄域によりまたはそのために、課され、賦課されまたは徴収されるいかなる性質の税金、賦課金その他の公租公課のためのまたはそれらを理由とする源泉徴収または控除を行うことなくなされる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合、この限りでない。かかる場合、発行会社は、利息の支払いに関してのみ（元金は対象外とする。）、かかる源泉徴収または控除が要求されなければ本社債権者が受領することとなる金額が本社債権者によって受領されるための追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、（ ）単に当該本社債を保有すること以外に課税管轄域と関連を有することを理由として、当該本社債について税金、賦課金その他の公租公課を負担する本社債権者に対するまたは当該本社債権者のための第三者に対する当該本社債に関する追加額、または（ ）本社債券（下記「摘要 - 5 本社債券の不発行」に定義する。）が発行された場合に限り、関連日（以下に定義する。）から30日を超えた本社債に関する追加額（ただし、本社債券をかかる30日の期間の末日に支払いのために呈示すれば本社債権者が追加額を受領できた場合は除く。）は、支払われない。

「関連日」とは、（ ）利息の関連する支払期日が最初に到来した日、または（ ）支払期日以前に支払代理人によってかかる支払期日に支払われるべき全額が適式に受領されない場合、支払代理人によってかかる全額が受領され、発行会社もしくは財務代理人が上記「摘要 - 3 支払い - (ハ)」に従ってその旨の最後の公告を適式に行った日のうち、遅い方の日を意味する。

- (ロ) 本「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において利息には、本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」に従い利息に関し支払われるべき追加額を含むものとみなす。本「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い」の手續に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。
- (ハ) 社債の要項におけるその他の規定にかかわらず、発行会社は、1986年アメリカ合衆国内国歳入法典第1471条ないし第1474条（その改正または承継規定を含む。）の定めにより要求される金額、または政府間協定もしくは当該協定の規定に関連して他の法域において採択された実施立法、もしくはアメリカ合衆国内国歳入庁との契約に基づいて要求される金額（以下、これらの金額を「FATCA源泉徴収税」という。）を、源泉徴収または控除することが認められる。発行会社の代理人以外のある者がFATCA源泉徴収税を課されることなく支払いを受けることができない結果、発行会社、支払代理人またはその他の当事者により控除または源泉徴収されたFATCA源泉徴収税について、発行会社は、追加額の支払義務を負わず、また本社債権者を補償する義務も負わない。

## 5 本社債券の不発行

本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利付付無記名式に限り、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡、ならびに本社債に関するその他すべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行に従う。社債の要項の規定とその時点で適用ある日本国の法令およびその時点の日本の一般的な市場慣行との間に齟齬がある場合、かかる日本国の法令および日本の市場慣行が優先する。

本社債券の発行に要する一切の費用は発行会社の負担とする。

## 6 合併制限等

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、他の会社と新設合併し、他の会社に吸収合併され、または他の会社とその財産もしくは資産の実質的に全部を譲渡、売却、移転もしくはリースすることができる。ただし、以下のすべてを満たすことを条件とする。

- (a) かかる新設合併により設立される会社、発行会社を吸収合併する会社、または発行会社の財産もしくは資産の実質的に全部を譲渡、移転もしくはリースにより取得する会社が、( )かかる承継会社および/または発行会社により財務代理人と締結される追補契約により、本社債すべてに関する元金および利息の期日における適正な支払い、ならびに社債の要項に基づき発行会社が履行または遵守すべきすべての義務および誓約の履行を、明示的に引受ける場合で、かつ( )適用があれば、課税管轄域の定義における英国を、かかる承継会社が税務上所在するとされる法域に変更すること。
- (b) かかる取引が効力を発生した直後、およびかかる取引の結果、承継会社の義務となる負債をかかる取引時に承継会社が負担していたものとして取り扱った場合において、上記「摘要 - 2 強制 - (1)」もしくは「摘要 - 2 強制 - (3)」に掲げる事由、上記「摘要 - 2 強制 - (2)」に定める期間内での承継会社による義務の不履行の不治癒または通知、時の経過もしくはその双方によりかかる事由もしくは不治癒となる事由が、発生および継続していないこと。
- (c) 発行会社および承継会社が、財務代理人に対して、かかる新設合併、吸収合併、譲渡、移転またはリースが本「摘要 - 6 合併制限等」に従ったものである旨を述べる、発行会社の適式な権限ある署名者1名により署名された証明書および定評ある独立の法律顧問による意見書を交付していること。

本「摘要 - 6 合併制限等」に基づき財務代理人に対して交付されたかかる証明書および意見書は、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備置され、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

本「摘要 - 6 合併制限等」に従った他の会社との新設合併、他の会社による吸収合併、または他の会社への発行会社の財産もしくは資産の実質的に全部の譲渡、移転もしくはリースにより、かかる新設合併により設立される承継会社、発行会社を吸収合併する承継会社、またはかかる譲渡、移転もしくはリースがなされる承継会社は、あたかも、元来社債の要項における発行会社であったのと同様に、発行会社を承継し、発行会社を代替し、発行会社の社債の要項に基づくあらゆる権利および権能を行使ことができ、以後発行会社は、リースの場合を除き、社債の要項に基づくすべての義務および誓約から免責される。

## 7 時効

本社債の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

## 8 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

## 9 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされまたは発せられ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合、かかる判決または命令に関して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは回収したいかなる金額も日本円建てで受領したまたは回収した金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対して、( )かかる判決または命令のために、日本円で表示されている金額がかかる日本円以外の通貨に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と( )かかる判決または命令(またはその一部)の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律の許容する範囲内で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有する。

## 10 英国バйлイン権限の行使に関する合意

(1) 本社債のその他の条件または発行会社と本社債権者との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、かつそれらを排除して、各本社債権者(本目的上、本社債の各実質保有者を含む。)は、本社債を取得することにより、本社債から生ずる本支払金額(以下に定義する。)が関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限(以下に定義する。)の行使に服することを認識し、かつ承認し、また、以下に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。

(a) 関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使の効果であって、以下のいずれかまたはそれらの組み合わせを含むことがあり、また以下のいずれかまたはその組み合わせを生じさせることがあるもの

( ) 本支払金額の全部または一部の減額

( ) 社債の要項の改定、修正または変更によるものを含む、本支払金額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換(および本社債権者に対するかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務の発行または付与)

( ) 本社債の消却

( ) 本社債の償還期日の改定もしくは変更または本社債について支払われる利息額もしくは利払日の改定(一時的な支払いの停止を含む。)

(b) 関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使を有効にするための社債の要項の変更(必要な場合)

関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。

「本支払金額」とは、追加額を含む、本社債の元金および本社債の未払いの経過利息をいう。かかる金額には、関連英国破綻処理当局による英国バйлイン権限の行使の前に、支払期限が既に到来していたが支払われていない金額を含む。

「バйлイン法制」とは、不健全もしくは経営難にある銀行、投資会社その他の金融機関またはそれらの関連会社の破綻処理(清算、管理手続その他の倒産手続によるものを除く。)に関連して英国において適用ある法律または規則をいい、銀行法(以下に定義する。)第1編を含むが、これに限らない。

「銀行法」とは、2009年英国銀行法(その後の改正を含む。)をいう。

「関連英国破綻処理当局」とは、英国バйлイン権限を行使する権能を有する当局をいう。

「英国ペイルイン権限」とは、銀行、投資会社もしくはそれらの関連会社である者により発行された株式を消却、移転もしくは希薄化する権限、かかる者の債務の態様もしくは当該債務を発生させた契約もしくは証券を消却、減額、移転、修正もしくは変更する権限、かかる債務の全部もしくは一部をかかるとともにもしくはその他の者の株式、有価証券もしくは債務に転換する権限、かかる契約もしくは証券に基づく権利が行使されたのと同様の効果がかかる契約もしくは証券に発生すると定める権限、または、かかる債務に関する義務を停止する権限で、ペイルイン法制に基づくものをいう。

- (2) 発行会社に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の結果として本支払金額の全部または一部の、減額もしくは消却または発行会社もしくはその他の者のその他の有価証券もしくは債務への転換、あるいはより一般的には、本社債に関する関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使は、いかなる目的でも本社債の不履行を構成しない。従って、本社債権者は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使のみを理由として、本社債の期限の利益を喪失させるか、または発行会社の解散手続を申し立てる権利を有さない。
- (3) 本社債に関する、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限が行使された場合、発行会社は、直ちにかかる行使について財務代理人に書面で通知し、その旨を本社債権者に対して財務代理人を通じて公告する。疑義を避けるために付言すると、発行会社による本「摘要 - 10 英国ペイルイン権限の行使に関する合意 - (3)」における通知または公告の遅滞または懈怠は、英国ペイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさない。
- (4) 各本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）は、本社債を取得することにより、適用ある法律（振替機関業務規程等を含むがこれに限定されない。）により最大限許容される範囲内で、かかる本社債権者、実質保有者および財務代理人による更なる行為または指示なしに、振替機関および機構加入者または場合により口座管理機関が本社債に関する英国ペイルイン権限の行使を遂行するために要求される限りの必要な一切の措置をなすことを許可し、指示し、かつ請求したものとみなされる。
- (5) 流通市場において本社債を取得する本社債権者（本目的上、本社債の各実質保有者を含む。）ならびに本社債権者の承継者、譲受人、相続人、遺言執行者、管理人、破産管財人および法定代理人は、本社債を当初の発行において取得した本社債権者と同一の範囲で本「摘要 - 10 英国ペイルイン権限の行使に関する合意」における同一の規定（英国ペイルイン権限に関する社債の要項の認識、これによる拘束への合意およびこれへの同意を含むがこれに限定されない。）を認識し、これに拘束されることに合意し、かつこれに同意したものとみなされる。

## 11 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲内で、社債の要項については、以下の修正および変更のみに限り本社債権者の同意なしに行うことができる。かかる修正および変更とは、不明確な条項の明確化、誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、本社債権者の利益のために行う誓約の追加、もしくは発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄を目的とするもの、または発行会社が必要として要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を及ぼさないようなその他の方法によるものとする。発行会社は、かかる修正および変更を直ちに財務代理人に書面で通知し、その旨本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに公告する。本「摘要 - 11 修正および変更」の手続に要する一切の費用は、発行会社の負担とする。

## 12 日本国における課税

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息および本社債の譲渡または償還による所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、原則として、日本国の租税の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者または外国法人が支払を受ける本社債の利息または本社債の譲渡もしくは償還による所得は、かかる利息または所得が日本国内の恒久的施設を通じて行われる事業に帰属する場合その他一定の場合には、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより課税対象となり得る。なお、かかる日本国の非居住者または外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

### 13 英国における課税

以下の記述は、本社債にかかる元利金の支払いに関連する、本書提出日現在の英国における源泉徴収課税の取扱いについて要約したものである。本要約は、現行法および英国歳入税関庁（以下「歳入税関庁」という。）の公表された実務（2025年9月3日（ロンドン時間）現在）に依拠しているが、これらは将来、時には遡及的に、変更されることがある。以下の記述は、本社債の取得、保有および処分にかかる英国のその他の課税上の取扱いについて記述したものではない。以下の記述は、もっぱら本社債の完全な実質所有者である者の地位に関連するものである。将来において本社債権者となる者は、本社債のいずれかの回号にかかる特定の発行条件が、当該回号および本社債のその他の回号における課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下の記述は情報の提供を目的とする一般的な指針であり、十分な注意をもって取り扱われるべきである。以下の記述は税務上の助言を提供することを意図したものではなく、本社債の購入希望者に関連する可能性があるすべての税務上の検討事項について記述することを目指したものでない。本社債権者は、自らの税務上の地位について何らかの疑いがある場合は、専門家に助言を求めるべきである。本社債権者が本社債の取得、保有または処分について英国以外の管轄地で納税義務を負う可能性がある場合は、かかる納税義務の有無（および納税義務がある場合はいずれの管轄地の法律に基づいてかかる納税義務を負うか）について、専門家の助言を求めることが特に望ましい。なぜなら、以下の記述は、本社債にかかる支払いについて、もっぱら英国における課税上の一定の側面を述べたものに過ぎないからである。本社債権者は特に、本社債にかかる支払いについては、たとえかかる支払いが英国の法律に基づく課税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行われる場合であっても、他の管轄地の法律に基づく納税義務を負う可能性があることに留意すべきである。

#### (A) 英国の源泉徴収税

- (1) 利息の支払いを受ける権利を伴う本社債は、承認された証券取引所（2007年英国所得税法（以下「法」という。）第987条のための第1005条における意味を有する。）に上場されており、かつ上場され続けるか、または承認された規制証券取引所によって運営される「多角的取引システム（multilateral trading facility）」（法第987条における意味を有する。）での取引が認可されている場合に限り、「上場ユーロ債」を構成する。本社債が上場ユーロ債であり、かつ上場され続ける間は、本社債についてなされる利息の支払いについては、英国の所得税上の（またはこれを理由とする）源泉徴収または控除なしに行うことができる。

歳入税関庁のコミッショナーが下した命令により、承認された証券取引所として指定された取引所において取引が許可されている場合、証券は、この目的において、「承認された証券取引所に上場」され、（2000年金融サービス市場法第6章の意味における）英国のオフィシャル・リスト（2000年金融サービス市場法第6章における意味を有する。）に記載されるか、または欧州経済地域加盟国に一般的に適用される規定に相当する規定に基づき、承認された証券取引所を持つ英国外の国において正式に上場される。

アイルランド証券取引所（ユーロネクスト・ダブリン）は承認された証券取引所（法第1005条における意味を有する。）である。発行会社は、現行の歳入税関庁の実務につき、ユーロネクスト

ト・ダブリンのグローバル・エクスチェンジ・マーケットに正式に上場されかつ取引が許可されている証券は、これらの目的において「承認された証券取引所に上場」されているとみなされると理解している。

- (2) 上記(A)(1)に記載する免除規定に該当しないその他すべての場合において、本社債の利息は、基本税率（現行では20%）により英国の所得税を控除して支払がなされるものに該当する可能性がある。ただし、適用ある二重課税防止条約の規定または適用される可能性のあるその他の免除規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。

(B) 英国の源泉徴収税にかかるその他の規則

- (1) 利息の支払いが、英国の所得税の控除を受けて行われた場合、英国の居住者ではない本社債権者は、適用ある二重課税防止条約に適切な規定があるときまたは現地の税法上可能なときには、控除税額の全部または一部を回復できる可能性がある。
- (2) 本社債が元本金額の100%を下回る発行価格で発行される場合、かかる本社債の割引相当部分については、上記(A)の諸規定による英国の源泉徴収税は、一般的には課されない。
- (3) 上記にいう「利息」とは、英国の税法上解釈される「利息」を意味する。上記は、他の法律に基づき、または、本社債の要項もしくは関連する書類によって設定される、「利息」または「元本」についてのいかなる異なる定義も考慮に入れていない。本社債にかかる支払いが、英国の税務目的上、利息を構成せず（または利息として扱われず）、例えば、英国の税務目的上、年次払いまたは貸株関連払（manufactured payment）を構成する（またはそのように扱われる）場合（特に、本社債の特定の発行条件に規定する諸要項によって決定される。）は、英国の源泉徴収税の対象となる可能性がある。この場合には、英国の関連する税率の所得税を控除の上支払われるべきとされる可能性がある。ただし、適用される可能性のある源泉徴収の免除規定および適用ある二重課税防止条約の規定に基づいて歳入税関庁の指示に従い利用できる免除方法がある場合には、これに従う。本社債権者は、本社債にかかる支払いであって、英国の税法上の解釈においては「利息」または「元本」を構成しないものにかかる源泉徴収税上の取扱いについて、各自専門家の助言を求めるべきである。
- (4) 本「摘要 - 13 英国における課税」と題する上記の概要は、発行会社の代替、新設合併または吸収合併が行われないことを前提とするものであり、かかる代替、新設合併または吸収合併が行われた場合の税務上の影響については考慮していない。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額       |
|---------|-----------|---------------|
| 1,010億円 | 2億2,555万円 | 1,007億7,445万円 |

(注) 第10回期限前償還条項付円貨社債、第11回期限前償還条項付円貨社債および第12回期限前償還条項付円貨社債の合計金額である。

(2)【手取金の使途】

発行会社は、本社債の手取金を一般事業目的に使用する予定である。

第2【売出要項】

該当事項なし

## 募集又は売出しに関する特別記載事項

### **本社債の条項に基づき、本社債権者は関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束されることに合意する。**

本社債権者は、関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使に拘束されることに合意し、また、各本社債権者は、英国ペイルイン権限が発動された場合、その投資（元本および経過利息を含む。）のすべてを失う可能性があるというリスク、または、残存する本社債もしくは本社債が転換された後の有価証券（発行会社の普通株式を含む。）が、転換時およびそれ以降、ほとんど価値を有さない可能性があるというリスクについて、検討すべきである。

特に、各本社債権者は、本社債権者が本社債を取得することにより、本社債のその他の条件または各本社債権者と発行会社との間のその他の合意、取決めもしくは了解にかかわらず、(a)関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使の結果および(b)関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使を有効にするための本社債の条項の変更（必要な場合）に拘束されることを認識し、承認し、同意し、かつ合意する。関連英国破綻処理当局による英国ペイルイン権限の行使後は、かかる行使の結果として本支払金額が減額、転換、消却、改定または変更される限度において、かかる本支払金額の返済または支払いの期限は到来せず、また支払いもなされない。さらに、各本社債権者は、関連英国破綻処理当局が、その本社債に関する英国ペイルイン権限の行使の決定について事前の通知を行うことなく英国ペイルイン権限を行使することに同意する。

### **適用される銀行の破綻処理権限**

2014/59/EU指令（信用機関および投資会社の再建と破綻処理に関する枠組みを定めるものであり、その後の改正、補充または置き換えられたものを含み、以下「BRRD」という。）は、信用機関およびその親会社とその他のグループ会社に対する再建と破綻処理に関するEUにおける全体的な枠組みを定めている。BRRDは、関連当局が、信用機関の健全性または機能不全に早期かつ迅速に対応し、当該機関の重要な金融・経済機能の継続を確保しつつ、当該機関の破綻が経済および金融システムに与える影響を最小限に抑えるためのツールセットを提供することを目的としている。英国では、銀行法がBRRDの主要な規定を施行しており、2020年改正銀行再建・破綻処理（欧州連合離脱）規則を含むその他の法定規則により改正されている。これらの規則は、欧州連合離脱完了日（2018年欧州連合離脱法（その後の改正を含み、以下「EUWA」という。）に定義される。）までに施行が義務付けられていたBRRDの最近の改正の一部を英国法に組み込むものである。

### **法定の介入権限**

発行会社は、英国の銀行の親会社として、銀行法の適用を受ける。同法は、英国の銀行が財政難に陥った場合、あるいはその可能性がある場合、英国財務省、イングランド銀行、英国健全性監督機構および/または金融行為監視機構（以下それぞれを「英国関連破綻処理当局」という。）に、英国の銀行とその親会社、その他のグループ会社に関する幅広い権限を与えるものである。これらの権限には、(a)英国の銀行もしくはその親会社によって発行された有価証券の全部もしくは一部または英国の銀行もしくはその親会社の財産、権利および債務（本社債を含むことがある。）の全部もしくは一部を、民間の買受人に譲渡するか、有価証券の場合、英国財務省もしくは英国財務省が指名する者に譲渡するか、または財産、権利もしくは債務の場合、ブリッジバンク（イングランド銀行が所有する事業体）に譲渡する権限、(b)債務不履行に関する条項、契約またはその他の合意（当事者による契約の終了または支払債務の期限の利益喪失を可能にする規定を含む。）を無効にする権限、(c)英国の銀行に関する一定の破綻処理手続を開始する権限、(d)英国の銀行の譲

受銀行または承継銀行が効率的に営業することができるよう、合理的な対価をもって、英国の銀行またはその親会社とそのグループ事業体（既に当該グループの構成員でなくなった会社を含む。）との間の契約上の義務を無効にし、変更しまたはかかる契約上の義務を負わせる権限が含まれる。さらに、銀行法は、英国財務省に対し、特別破綻処理制度に基づく権限を効果的に行使することを可能にするために、必要に応じて遡及効果を伴う法令改正を行う権限を付与している。

#### 本社債権者の請求権減額に関する権限

英国関連破綻処理当局に付与された権限には、特定の債権者の請求権を変更または消滅させる権限も含まれる。これらの権限には、「資本性証券および負債の消却・転換権限」および「ペイルイン権限」が含まれる。

資本性証券および負債の消却・転換権限は、当該英国関連破綻処理当局が、対象となる機関および/または持株会社の場合にはそのグループ内の機関が実質破綻時に達したと判断した場合で、かつ、資本性証券以外の証券または（当該機関が破綻処理対象主体でない場合には）特定の内部の非自己資本である負債（以下「関連内部負債」という。）に対するペイルインが必要でない場合に行使され得る（ただし、消却・転換権限の行使は、その後のペイルイン権限の行使を妨げるものではない。）ほか、破綻処理手続の要件が満たされる場合にも行使され得る。この権限を用いて行われる消却または転換は、特定の順序に従って実施されなければならない。すなわち、まず、既存の株主の普通株式が全額消却、取消され、または充当されなければならない。その後、その後、Tier 1 証券が影響を受ける。つぎに、Tier 1 証券が完全に消却または転換されなければならない。その後、Tier 2 証券が影響を受ける。（破綻処理対象主体でない場合には）Tier 2 証券が完全に消却または転換された後に関連内部負債が影響を受ける。なお、資本性証券および負債の消却・転換権限は発行会社の資本性証券にのみ適用され得るため、本社債には適用されない。

ペイルイン権限とは、英国関連破綻処理当局に対し、経営破綻に瀕した金融機関またはその持株会社の一定の無担保負債（これには本社債が含まれる可能性がある。）の元本または利息の全部または一部を消却する権限、一定の債務に係る請求権（これには本社債に基づき支払われるべき金額が含まれる可能性がある。）を、存続する法人または（存在する場合）その持株会社の普通株式を含む他の有価証券に転換する権限、ならびに当該請求権の条項を修正または変更する権限（これには本社債の満期の変更、支払利息額または利息支払期日の変更、あるいは支払いの一時停止を含む。）を付与するものである。銀行法は、英国関連破綻処理当局がペイルイン権限を通常の倒産手続における優先順位とは異なる特定の優先順位に従って行使することを要求している。とりわけ、英国関連破綻処理当局は、（ ）その他Tier 1 証券、（ ）Tier 2 証券、（ ）その他の劣後債権、（ ）特定のシニア債権の順序で消却または転換しなければならない。なお、ペイルイン権限は「債権者がより不利な取扱いを受けない」ことを保障するセーフガードに服する。このセーフガードの下では、ペイルイン権限の行使後に、当該金融機関が倒産手続に入った場合に比して不利な取扱いを受けた株主または債権者は、補償を受ける権利を有する可能性がある。

さらに、ペイルイン権限が行使され本社債の転換により本社債権者に発行され得る有価証券が、証券取引所の上場要件を充足せず、また、発行会社の残存する上場有価証券が、当該上場していた証券取引所から上場廃止される可能性がある。本社債の転換により本社債権者が受領する有価証券（債券か株式かを問わない。）は、（もし上場されるとしても）少なくとも長期間にわたって上場されない可能性があり、または関連する取引所の上場廃止に直面する可能性がある（例えば、ニューヨーク証券取引所に上場している発行会社の米国預託証券、ロンドン証券取引所に上場している発行会社の普通株式またはその他を含む。）。また、本社債の転換により発行される有価証券の発行者（発行会社以外の事業体である可能性がある。）の業務、経営または財務書類に関する開示は、もし存在するとしても、限定される可能性があり、または、既存

の発行者に関する開示が、ペイルイン権限の行使の結果生じた事業、経営または財務書類の変更を反映して更新されない可能性がある。

さらに、本社債権者は、英国関連破綻処理当局がペイルイン権限（またはその他の破綻処理権限）を行使するとの決定に対して異議を申し立てる権利、当該決定の執行停止を求める権利、または当該決定を司法的または行政的手続その他により審査させる権利について、限定的な権利しか有しない可能性がある。

銀行法に基づくペイルイン権限の行使は一定の前提条件に服するものの、発行会社およびその発行する有価証券（本社債を含む。）に関して当該権限を行使するか否かを決定するにあたり、英国関連破綻処理当局が考慮する具体的要素（発行会社の支配の及ばない要素や発行会社に直接関連しない要素を含むが、これらに限定されない。）については依然として不確実性が残されている。さらに、英国関連破綻処理当局は当該権限の行使の方法および時期に関して相当の裁量を有しているため、発行会社の有価証券の保有者は、当該権限の行使可能性およびその発行会社および有価証券への影響を予測するにあたり、公表されている基準を参照することができない可能性がある。場合によっては、英国関連破綻処理当局は、破綻処理開始時に負債を減額するのではなく、当該負債をペイルイン期間中に預託者に移転し、繰延ペイルインの適用を決定する可能性があり、この場合、負債は破綻処理の開始時には減額されないが、ペイルイン期間中に預託者に移転されて保持され、ペイルイン期間の後期で減額の条件が決定される。したがって、銀行法に基づく、またはその他の方法によるペイルイン権限の行使が発行会社に与える影響の全体像を現時点で評価することはできない。

#### グループの再編を指示する権限

資本性証券および負債の消却・転換権限ならびにペイルイン権限に加え、銀行法に基づき英国関連破綻処理当局に付与される権限には、（ ）対象金融機関またはその事業の全部または一部を、株主の同意を得ることなく、また本来適用される手続要件を遵守することなく、商業的条件で売却するよう指示する権限、（ ）対象金融機関の事業の全部または一部を「ブリッジ機関」（かかる目的のために設立され、完全または部分的に公的管理下に置かれる法人）に移転する権限、ならびに（ ）債務不履行または問題資産を一つまたは複数の公的所有の資産管理会社に移転し、最終的な売却または秩序ある清算を通じてその価値の最大化を図ることを目的として管理させる権限（この措置は他の破綻処理手段と併用される場合にのみ利用可能）が含まれる。さらに、銀行法は、英国関連破綻処理当局に対し、対象金融機関の負債証券またはその他の適格負債の満期日および/または利払日の変更、支払いの一時停止、債券の上場廃止および取引所取引停止、ならびに対象金融機関発行の証券をイングランド銀行が任命した第三者に譲渡する権限を付与している。

英国関連破綻処理当局が銀行法に基づき上記のいずれかの権限を行使した場合、発行会社が本社債に基づく償還義務を履行する能力が制約される可能性があり、また、当該権限の行使（特にペイルイン権限の行使）は、本社債権者が投資の一部または全部を失う結果につながる可能性がある。

さらに、発行会社の有価証券（本社債を含む。）に関する取引行動、市場価格およびボラティリティは、これらの権限の行使または行使の可能性の示唆によって影響を受け得るため、そのような状況においては、本社債が他の種類の証券に係る取引行動と同様の取引行動をもたらすとは限らない。英国関連破綻処理当局による銀行法に基づく措置の実施、または当該権限の行使方法が、本社債権者の権利、本社債への投資の市場価値および/または発行会社の本社債に基づく義務履行能力に重大な悪影響を及ぼさない保証はない。

なお、銀行法はまた、一定の条件の下で、破綻処理手続中にある金融機関に対して公的金融支援を行う規定を設けているものの、当該公的金融支援は英国関連破綻処理当局がペイルイン権限を含むすべての破綻処理手段を可能な限り最大限に評価・活用した後の最後の手段としてのみ用いられるべきものとされている。したがって、仮に当該支援が実施された場合であっても、本社債への投資家はその恩恵を受ける可能性は低い。

**その他の法律の変更が本社債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性がある。**

本書日付後の法律の変更は、本社債権者の権利および本社債の市場価格に影響を及ぼす可能性がある。かかる法律の変更には、本社債の残存期間中における法律上、課税上および規制上の制度の変更が含まれ、これらは本社債への投資に悪影響を及ぼす可能性がある。法律または規制の変更により本社債の全部または一部が発行会社またはグループの自己資本および適格債務ならびに/または損失吸収力に関する最低基準に算入できなくなる場合、損失吸収不適格事由（上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (4)」に定義する。）が発生する可能性がある。加えて、上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (2)」に詳述されるとおり、法律または規制の変更により発行会社が本社債権者に対して追加額を支払わなければならない場合、本社債の全部（一部は不可）を償還することが可能となる課税事由に該当する可能性がある。

かかる法令上および規制上の不確実性は、本社債の流動性および/または本社債権者による本社債の正確な評価能力にも影響を及ぼし得るため、上記に記載したものを含む一つまたは複数の規制上または法令上の変更が本社債に与え得る程度および影響を踏まえると、本社債の取引価格に影響を及ぼす可能性がある。

金融サービス業界は、これまでも、そして現在も、重大な規制変更および監視の対象となっている。加えて、英国の欧州連合離脱は、政治、規制およびマクロ経済に大きな不確実性をもたらし続けている。例えば、英国の欧州連合離脱は、（BRRDが実施された）銀行法の有効性に影響を与えるものではないが、英国および欧州連合の法律は再生および破綻処理ならびに規制上の資本要件の一定の側面について相違が生じており、今後さらに相違が拡大する可能性がある。特に、2023年6月29日に制定された2023年金融サービス・市場法により、英国財務省は、金融サービスに関連するEU由来の法律（2023年末以前は「維持されたEU法」または「REUL」として知られ、2024年1月1日以降は「同化法」として知られる。）を撤廃し、新たな英国の法制度に置き換える権限を付与されている。EU由来の法律のうち、2013年6月26日の欧州議会および欧州理事会の信用機関および投資会社に対する健全性要件に関する規則（EU）第575/2013号（その後の改正または補足を含み、EUWAにより英国国内法の一部を構成するものとして適用される。以下「UK CRR」という。）も含まれる。この点に関し、2024年9月に英国財務省はUK CRRの一部は既に健全性監督機構の規則により置き換えられていることを指摘し、UK CRRの残りの部分を廃止し置き換える意向を表明した。2025年7月、健全性監督機構はUK CRRの残りの部分の再制定と改訂に関する政策声明であるPS12/25を公表した。

金融サービス規制における重大な変更（2023年金融サービス・市場法に基づく権限行使を含む。）は、グループの事業、財務実績、資本およびリスク管理戦略に悪影響を及ぼす可能性がある。このような規制変更およびそれに対応するために講じられる措置には、自己資本の積み増しや追加的損失吸収力の要件、権限当局の権限強化などが含まれる可能性があり、これらはグループに悪影響を及ぼし、ひいては発行会社の業績および財務状況に影響を及ぼし得る。法令や規制ルール制定の変更や、それらの変更がグループまたは本社債権者に及ぼす最終的な影響を予測することはできず、これらの影響は本社債権者の権利および/または発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。

**振替制度における記録等**

英国ペイルイン権限の行使に関して従うべき手続および日程は定かではない。英国ペイルイン権限の行使の公告は、当該行使の効力発生日の直前になってしまうか、効力発生日後となる可能性すらある。また、英国ペイルイン権限の行使に基づき直ちに、発行会社および/または財務代理人が振替機関に対して、英国ペイルイン権限に従い必要な措置（振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止を含むが、これに限定されない。）をとるよう要請した場合であっても、かかる措置の実施までに一定期間が必要となる可能性がある。そのため、振替制度に基づき記録される本社債の金額の減額および/または振替制度を通じた振替の停止が、英国ペイルイン権限の行使の効力発生までにまたは効力発生と

同時に実施されるという保証はなく、英国ベイルイン権限が行使された場合、本社債の記録が存在しても、本社債がすでに減額または転換され、その結果、発行会社がすでに本社債に基づく支払債務を免除されている可能性がある。さらに、英国ベイルイン権限に基づき、本社債が発行会社またはその他の者の株式もしくはその他の有価証券または債務に転換された場合、株式等の転換および交付の手続は、振替制度の枠組み内で行われない可能性がある。

### **本社債は、発行会社の選択により償還される可能性がある。**

上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (3)」に記載される任意償還の規定により、本社債の市場価値が制限される可能性がある。上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 償還の方法 - (6)」における要件にまず従うことを条件として、発行会社が本社債の償還を選択可能な期間中、一般的に、当該本社債の市場価値は償還価格を大幅に上回ることとはない。これは償還可能な期間前においても同様となる可能性がある。

発行会社の借入費用が本社債の利率を下回る場合、発行会社は本社債を償還することが予想される。かかる場合、一般的に、投資家は、償還される本社債の利率と同程度に高い実効金利で償還手取金を再投資することができず、著しく低い利率による再投資を余儀なくされる可能性がある。投資を検討する者は、かかる場合に選択可能なその他の投資を考慮に入れて、再投資のリスクについて検討すべきである。

さらに、本社債権者は、本社債の償還を請求する権利を有さず、また、発行会社が本社債の償還請求権を行使することを期待して本社債に投資すべきではない。本社債の償還請求権を行使するか否かについての発行会社の決定は、当該本社債の償還請求権を行使することによる経済的影響、税効果、規制上の資本/損失吸収能力要件、および一般の市場状況等の要因を考慮し、発行会社の絶対的な裁量により行われる。本社債権者は、本社債への投資について、満期まで金融リスクを負う必要があることを認識すべきである。また、本社債の一部が買入消却される範囲で、残存する本社債の数が減少し、その結果、本社債の流動性が低下する可能性がある。本社債の流動性が低下することにより、本社債の価格に関連するボラティリティが増加する可能性がある。

### **グロスアップ義務の限定**

本社債の条項に基づく英国の税金にかかる源泉徴収または控除に関する発行会社の追加額の支払義務は、本社債に基づく期限の到来した利息の支払いにのみ適用され、元金の支払いには適用されない。そのため、発行会社は、源泉徴収または控除が元金の支払いに適用される限度内では、本社債の条項に基づく追加額の支払いを要求されない。したがって、かかる源泉徴収または控除が本社債に基づく元金の支払いに適用される場合、本社債権者は、かかる本社債に基づいて支払われるべき全額に満たない金額を受領する可能性があり、かかる本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

### **発行会社またはその子会社による追加の証券または負債の発行等に関する制限の不存在**

グループのレバレッジおよび資本比率に関して適用のある規制要件を遵守することを条件として、発行会社またはその子会社が、本社債に優先する、または本社債と同順位に位置づけられる追加の証券または負債を発行、負担または保証する金額や種類については、一切の制限が存在しない。かかる追加の証券または負債の発行、負担または保証は、発行会社の清算または解散に際して本社債権者が回収できる金額を減少させる可能性があり、また発行会社が本社債に基づく義務を履行する能力を制約する可能性がある。さらに、本社債には、発行会社が本社債に対して優先的権利を有する証券、または本書に記載された条項と同様もしくは異なる条項を有する証券を発行することを制限する規定は含まれていない。

## 構造的劣後

本社債は、発行会社だけが負う義務であり、発行会社の子会社を含め、いかなる者によっても保証されていない。発行会社は自ら事業を行っていない持株会社であるため、その主要な収入源は、グループの主要な資産を保有し、事業を行っている子会社からもたらされている。別個の法人として、発行会社は、期限の到来した本社債権者に対する義務の履行を可能にするため、とりわけ、子会社からの貸付金および負債証券の利息支払および配当金の送金に依存している。発行会社の子会社および関連会社の配当金の支払いおよび（一定の状況における）利息支払の能力は、規制、契約上の制限、為替管理、税法およびその他の条件が変更されることにより制限される可能性がある。

さらに、子会社の普通株式の所有者である以上、子会社が清算される場合に発行会社が当該子会社の資産に参加する権利は、発行会社が当該子会社の債権者および/または優先株主に対して、当該債権者および/または優先株主の請求権に優先するかまたは同順位であると認められた債権者である場合を除き、当該子会社の債権者および優先株主の請求権よりも劣後する可能性がある。

発行会社は、本社債を含む債券の発行による手取金を含む資金について、子会社に対してどのように投資を行いまたは与信を行うかについて、また、既存の投資および資金を将来どのように再編するかについて絶対的な裁量を有している。子会社の清算の場合におけるかかる投資および資金提供に関する発行会社の債権の優先順位、ならびに破綻手続におけるその扱いは、部分的には、当該投資および資金提供の形式および構造ならびにそれにより生じた債権の種類によって定まる。かかる投資および資金提供ならびにかかる再編の目的には、とりわけ、劣後ベースでの資金提供を含めて、当該子会社に関する自己資本および適格債務に関する最低基準（MREL）または損失吸収力（TLAC）要件の施行等、規制上の要件を満たすため、特定の子会社に対する異なる金額または種類の資本または資金の提供が含まれることがある。

加えて、発行会社の子会社が発行した資本性証券または関連内部負債に対する一部の貸付または投資の条件には、当該子会社および/またはグループ内の他の法人の健全性または財務状況・存続可能性に関連するトリガー事象が発生した場合や、関連する法令上または規制上の権限（自己資本性証券や関連内部負債の消却または転換、特定法人に対する破綻処理手続開始を含む。）の行使があった場合に、一定の条件に従い、発行会社が当該子会社に対して有する請求権の消却や、その順位・種類の変更が生じる旨の契約上の仕組みが含まれている場合がある。かかる子会社に対する貸付や投資はまた、法定の資本性証券および負債の消却・転換権限やバイルイン権限（上記「適用される銀行の破綻処理権限」を参照のこと。）、または当該子会社に適用され得るその他の類似する法定または規制上の権限の行使対象となる場合がある。貸付や投資の法的・規制形態および/または順位の変更は、その破綻処理上の取扱いにも影響を及ぼし得る。

以上の理由から、発行会社のいずれかの子会社が清算されるかまたは解散する場合、（ ）本社債権者は、当該子会社の資産について訴訟を提起する権利を有さず、また、（ ）当該子会社の清算人は、発行会社が当該子会社の普通株式に係る分配を受けられるようになる前に、当該子会社の資産をまず当該子会社の債権者および/または優先株主（適格債務、Tier 2 資本証券およびその他Tier 1 資本証券を含む当該子会社のシニア債券または劣後債券の所有者を含み、これらすべてには発行会社が含まれる。）の請求に対する支払いに充当する。同様に、発行会社の子会社が破綻処理手続の対象となった場合、（ ）本社債権者は当該子会社に対して直接的な請求権を有さない可能性があり、また、（ ）本社債権者および発行会社は関連破綻処理当局による破綻処理権限（適用されるバイルイン権限を含む。）の行使に基づく損失を被る可能性がある。

## 本社債における本社債権者の救済は制限されている。

本社債における救済は、発行会社の本社債権者以外のいずれかの非劣後債権者が利用可能な救済よりも制限されている。

本社債の利息が支払われない場合、または発行会社が本社債におけるもしくは本社債に関する義務を履行しなかった場合でも、期限の利益の喪失を宣言する権利は存在せず、元本金額の支払いは、上記「第1 募集

要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 2 強制」に記載の一定の解散事由がある場合にのみ、期限の利益が喪失する可能性がある。本社債権者は、上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 摘要 - 2 強制」において個別に定める場合を除いて、本社債に基づく支払期限の到来した未払いの金額の回収のため、発行会社から救済を受けられない。

### **本社債への投資は銀行預金への投資と同等ではない。**

本社債への投資は、銀行預金への投資と同等のものではない。本社債への投資は、エイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシーまたはグループ内のその他の投資機関に預ける銀行預金よりも高い利回りをもたらす可能性があるが、本社債への投資は、銀行預金のリスク特性とは大きく異なるリスクを伴う。銀行預金は一般的に譲渡できないため、本社債は銀行預金よりは高い流動性を有することが期待される。しかし、本社債は、発行時に取引市場が確立されていない可能性があり、また、取引市場が形成されない可能性もある。

本社債は、発行会社の無担保の債務である。本社債への投資は、預金保険制度に関する欧州議会および評議会の指令（2014/49/EU）を実施する英国の法律に基づく保護（英国金融サービス補償制度など）の恩恵を受けられない。したがって、発行会社が支払不能状態または債務不履行に陥った場合、本社債に投資している投資家は、最悪の場合、その投資の全額を失う可能性がある。

また、本社債の投資家の請求権は、「ペイルイン」権限を含む銀行法における権限の行使に基づき、変容または消滅させられる可能性があり、その結果、本社債の投資家がその投資の一部または全部を失う可能性がある。ペイルイン権限は、一般的に特定の優先順位で適用されなければならないため、銀行預金（当該預金がペイルイン権限の対象となる限度で）に適用されるより前に、本社債に適用される。

### **利率改定条項付社債**

本社債の利率は、上記「第1 募集要項 - 1 社債（短期社債を除く。）の募集 - 利息支払の方法 - (3)」に記載される一定の参照レートを基準として改定される。かかる規定に従った利率の改定は、本社債の流通市場および市場価格に影響を及ぼす可能性がある。本社債に適用される利率の改定後、改定後利率が本社債の当初の利率を下回る可能性がある。

### **TONAを含む取引主体信用リスクがほぼ取り除かれているリスクフリーレートおよびTONA TSRに関して、市場は発展途中である。**

銀行間取引金利（以下「IBOR」という。）の潜在的な操作リスクや金融安定化リスクに関連する問題を回避するため、多くの主要な法域の規制当局は金融市場に対し、IBORから銀行間融資の要素を排除した取引主体信用リスクがほぼ取り除かれているリスクフリーレートへの移行を要求している。リスクフリーレートは、多くの重要な点においてIBORと異なる可能性がある。TONAは、関連期間の金利が前決めターム物金利ではなく後決め（複利または単純加重平均）ベースで計算され、日本および日本円の場合のリスクフリーレートの一例となっている。そのため、投資家はTONAが、LIBORや他のIBORと大きく異なる動きをすることに留意する必要がある。したがって、本社債の利率参照レートでありTONAに関連するスワップ・レートであるTONA TSRも、LIBORまたは他のIBORに関連するスワップ・レートとは実質的に異なる動きをする可能性がある。

市場全体またはその重要な一部（発行会社を含む。）は、本社債の要項に定められたTONAまたはTONA TSRの適用方法（当該レートが廃止または根本的に変更された場合のフォールバックを含む。）とは大きく異なる適用方法を採用する可能性がある。

また、サムライ債市場におけるTONAおよびTONA TSRの採用または適用の方法は、デリバティブ市場およびローン市場等の他の市場におけるTONAおよびTONA TSRの採用および適用と比較して大きく異なる可能性がある。TONA TSRを基準に金利を設定する負債証券の市場条件は、時間の経過とともに変化する可能性があり、

その結果、当該証券（本社債を含む。）の取引価格は、同じ金利を基準に設定された後に発行される負債証券の取引価格よりも低くなる可能性がある。投資家は、これらの市場における当該レートの使用について適用される慣行の不一致が、本社債の取得、保有または処分に関して実施することのできるヘッジまたはその他の金融取引にどのような影響を及ぼす可能性があるかを考慮すべきである。投資家は、利率がTONA TSRを参照して改定される本社債に関する投資判断を行う際に、これらの事項を考慮すべきである。

**過去の実績は、TONAまたはTONA TSRの将来のパフォーマンスを示すものではない。**

仮定上のまたは過去のパフォーマンスデータおよび傾向は、リスクフリーレートの潜在的なパフォーマンスを示すものではなく、また何の関係もないため、本社債権者は将来のパフォーマンスの指標としてかかるデータまたは傾向に依拠すべきではない。リスクフリーレートの日次の変動は、類似のベンチマークまたは市場金利の日々の変動よりも大きい可能性がある。その結果、リスクフリーレートに関連する負債証券のリターンおよび価値は、変動の少ない金利に関連する変動利付債や金利リセット債よりも大きく変動する可能性がある。リスクフリーレートの将来のパフォーマンスを予測することは不可能であり、したがって、いかなるリスクフリーレートの将来のパフォーマンスも、仮定上または過去のデータや傾向から推論されるべきではない。

**発行会社は、TONAまたはTONA TSRの決定、算出、公表を制御することはできない。**

発行会社は、TONAまたはTONA TSRの決定、計算または公表を制御することはできない。TONAまたはTONA TSRが、本社債の投資家の利益に著しく反する形で廃止、停止または抜本的に変更されないという保証はない。特に、TONAの管理者である日本銀行は、TONAの算出方法、TONAの算出に用いる取引に適用される適格基準またはTONAの公表の時期に関する変更等、TONAの価値を変更させ得るメソッドロジーまたはその他の変更を行うことがあり、これらはすべて、本社債の改定後利率の決定に用いられるTONAに関連するスワップ・レートに影響を与え得るものである。日本銀行は、TONAの算出、調整、転換、修正または廃止に際して、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。また、TONA TSRの管理者であるFTSEインターナショナルは、TONA TSRの算出方法、TONA TSRの算出に用いる取引に適用する適格基準またTONA TSRの公表の時期に関する変更等、TONA TSRの価値を変更させ得るメソッドロジーまたはその他の変更を行う可能性がある。FTSEインターナショナルは、TONA TSRの算出、調整、転換、修正または廃止に際して、本社債権者の利益を考慮する義務を負わない。

TONAまたはTONA TSRの計算方法が変更された場合、その変更により、本社債の改定後利率または取引価格が低下することがある。

**TONAまたはTONA TSRは停止される可能性がある。**

TONAまたはTONA TSRの停止は、インデックス停止事由に該当し、本社債に適用されるレートは承継レートまたは同等のレートに代替される可能性がある。これらの代替レートは不確定であり、その決定のための市場慣例は現在のところ存在せず、また将来も存在しない可能性がある。さらに、このような場合、発行会社は、当該代替レートを有効にするために、改定後利率の算出および決定に関する本要項の変更（本社債の投資家の利益に重大な悪影響を及ぼす態様となる可能性がある。）を行う承継金利決定代理人を任命する合理的な努力を尽くす。また、発行会社が承継金利決定代理人を任命できなかった場合、承継金利決定代理人が代替レートを決定できなかった場合、または当該代替レートが発行会社および/またはグループの自己資本および適格負債の最低要件または損失吸収力要件への算入を可能にする方法で採用されない場合は、改定後利率適用期間のために参照されるレートは、公表されてから何年も経過している場合であったとしても、最後に公表されたTONA TSRとなる可能性がある。この取扱いは、本社債の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

### 第4【その他の記載事項】

本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に発行会社のロゴおよび名称、本社債の名称ならびに共同主幹事会社の名称を記載する。

発行登録追補目論見書の表紙裏面に以下の記述を記載する。

「本発行登録追補目論見書第三部第1「参照書類」に掲げられた参照書類には、英語により記載された外国会社報告書および外国会社半期報告書が含まれていますが、日本語により記載された有価証券報告書または半期報告書は含まれておりません。

また、外国会社報告書および外国会社半期報告書の補足書類には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと発行会社が判断する企業内容等の開示に関する内閣府令で定められた事項の要約の日本語による翻訳文が含まれていますが、これら以外に、上記の参照書類には、外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項の日本語による翻訳文は含まれておりません。ただし、本発行登録追補目論見書第三部第2「参照書類の補完情報」には、当該外国会社報告書または外国会社半期報告書に記載されている事項のうち、発行会社が公益または投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文が含まれています。」

「エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第10回期限前償還条項付円貨社債（2025）、エイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第11回期限前償還条項付円貨社債（2025）およびエイチエスピーシー・ホールディングス・ピーエルシー第12回期限前償還条項付円貨社債（2025）（以下「本社債」と総称します。）について社債の管理会社は設置されません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合など、必要な場合には、本社債の元利金の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。」

「本社債は、1933年米国証券法（その後の改正を含み、以下「証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。本社債は、証券法が認める登録義務が免除される一定の場合を除き、米国においてまたは米国人に対してもしくは米国人の計算においてもしくは米国人の利益を目的として、募集または売付けされてはなりません。本項において用いられる用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有します。」

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当なし

#### 2【半期報告書】

該当なし

#### 3【臨時報告書】

該当なし

#### 4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度 令和6年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）  
令和7年4月30日関東財務局長に提出

#### 5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

事業年度 令和7年度中（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）  
令和7年9月2日関東財務局長に提出

#### 6【外国会社臨時報告書】

該当なし

#### 7【訂正報告書】

該当なし

## 第2【参照書類の補完情報】

### 1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和7年9月4日）までの間において重大な変更その他の重大な事由はない。

### 2 将来に関する事項について

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（令和7年9月4日）現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はなく、新たに記載する重大な将来に関する事項もない。

### 3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文

別途定義されない限り定義語は有価証券報告書等に定められた意味を有する。

## 2024年度の財務概要

### 表示の基準

#### 戦略的取引の影響

当社の業績の理解を容易にするため、当グループおよびグローバル事業に対する、重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響を別途に開示している。重大な特別項目は特別項目の一部であり、各項目の性質と当グループの損益計算書に与える財務的影響に基づき分類される。重大な特別項目に分類される戦略的取引には、フランスにおけるリテール・バンキング業務とカナダにおけるバンキング事業の処分、アルゼンチンにおける事業の売却およびシリコン・バレー・バンク・ユークー・リミテッド（以下「SVB UK」という。）の買収が含まれる。

ここで言う影響には、売却目的保有への分類または買収による損益その他すべての関連する特別項目を含む。これらはまた、期間間比較に影響を与える買収・売却に伴い発生する営業損益の期間間の歪みを含む。当該影響は、比較期間に営業損益が存在しない事業の業績を含めることで算出している。当社は、戦略的取引の影響を算出する際は、月次ベースでの損益の歪みも考慮している。戦略的取引の影響に関する補足分析については、上記のとおり参照書類である外国会社報告書を構成するアニュアル・レポート（以下「2024年度アニュアル・レポート」という。）の102頁を参照のこと。

#### 恒常為替ベース業績

恒常為替ベース業績とは、期間間比較を歪める為替換算差額の影響を調整するため、比較対象期間の報告値を修正して算出するものである。当社は、恒常為替ベース業績が、社内外の報告を整合させ、経営陣が期間間業績を評価する方法を反映することにより、投資家に有用な情報を提供するものであると考えている。

#### 特別項目

損益計算書の構成項目のうち、通常の事業活動の範囲外であり、かつ一般的に非経常的な性質を持つと経営陣が判断する項目については、「特別項目」として別途に開示している。現在は、「税引前利益（特別項目を除く）」および「収益（特別項目を除く）」も併せて開示している。特別項目がグループの業績に重大な影響を与えているため、当社は、このような新しい開示を導入した。税引前利益（特別項目を除く）および収益（特別項目を除く）は、期間間の業績をより正確に理解するうえで有用な指標であると認識している。

特別項目のうち、特に重要なものは「重大な特別項目」として分類しており、各項目の性質および損益計算書に対する財務的影響に基づいて、重大な特別項目と分類するかを判断している。

特別項目のグローバル事業部門および各法人に対する2022年、2023年および2024年の影響については、2024年度アニュアル・レポートの99～101頁および113～118頁の表に詳細が記載されている。

## 恒常為替ベースでの収益に関する経営陣の見解

グローバル事業に関する記述には、主要プロダクト別の恒常為替ベースでの収益内訳を示す表が含まれており、これは当該事業の業績を評価・管理する方法を反映したものである。

## グローバル・トレード・ソリューション

2024年中に、「グローバル・トレード・アンド・レシーバブルズ・ファイナンス（Global Trade and Receivables Finance）」部門を「グローバル・トレード・ソリューション（Global Trade Solutions、GTS）」へと改称した。これは、当社が提供する幅広い製品群と、グローバルな顧客対応への注力をより適切に反映するためである。

## 比較対象期間

特段の記載がない限り、以下の業績に関する記述は、2024年と2023年の比較に基づいている。

## 財務成績（報告数値ベース）（2023年との比較）

### 当期純利益（報告数値ベース）

税引前当期純利益（報告数値ベース）は32.3十億米ドルであり、2.0十億米ドル（6%）増加した。かかる増加には、特別項目の有利な影響1.0十億米ドル（純額）が含まれていた。

2024年における特別項目には、カナダの銀行業務の処分益4.8十億米ドルに加え、処分損1.0十億米ドルならびに外貨準備金損失およびその他の準備金の組替調整5.2十億米ドルで構成されるアルゼンチン事業の売却に関連する損失が含まれていた。一方、2023年の特別項目には、会計上の使用価値の再評価に伴う、当グループの関連会社である交通銀行股份有限公司（以下「交通銀行」という。）に係る減損3.0十億米ドルが含まれていた。また、トレジャリー業務における再ポジショニングおよびリスク管理に伴う処分損1.0十億米ドル、ならびにSVB UKの買収時に認識した利益1.6十億米ドルも含まれていた。

さらに、税引前当期純利益（報告数値ベース）の増加には、ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（以下「WPB」という。）事業部門のウェルス商品からの増収とともに、グローバル・バンキング・アンド・マーケッツ（以下「GBM」という。）事業部門の株式業務および証券金融業務からの増収も含まれていた。

営業費用（報告数値ベース）は、1.0十億米ドル増加した。かかる増加の主な要因は、テクノロジーへの支出および投資の他、インフレの影響であったが、カナダ事業およびフランス事業の処分に関連する費用の減少、ならびに英国および米国における公租公課の減少により、一部相殺された。目標ベースの営業費用は、当グループの費用増加目標に沿って2023年比で5%増加した。

税引後当期純利益（報告数値ベース）は25.0十億米ドルであり、2023年に比べ0.4十億米ドル増加した。かかる増加には、主にカナダ事業およびアルゼンチン事業の処分の影響による当グループの実効税率上昇の影響が含まれていた。

### 収益（報告数値ベース）

収益（予想信用損失およびその他の信用減損費用の変動控除前）（以下「収益」という。）（報告数値ベース）は65.9十億米ドルであり、おおむね横ばいであった。WPB事業部門のウェルス業務ならびにGBM事業部門の株式業務および証券金融業務における顧客活動の活発化による増収があった。加えて、2023年の収益（報告数値ベース）には、トレジャリー業務の再ポジショニングおよびリスク管理に関連する処分損1.0十億米ドルも含まれていた。これらの項目は、上記の特定の戦略的取引による純額ベースの不利な影響、レガシー証券の期限前償還による損失0.2十億米ドル、および現在は処分済みとなった事業分の減少により、おおむね相殺された。

正味受取利息（NII）は32.7十億米ドルであり3.1十億米ドル減少した。かかる減少には、為替換算差額の不利な影響1.6十億米ドルおよびレガシー証券の期限前償還の影響0.2十億米ドルが含まれていた。また、カナダの銀行業務の処分の影響も含まれていた。正味受取利息の減少には、商業余剰金のトレーディング勘定への再配分に関連する資金調達費用の増加2.7十億米ドルも反映されていた。なお、トレーディング勘定においては、関連収益が「トレーディング目的で保有するまたは公正価値評価で管理する金融商品の純収益」に認識されている。

かかる減少は、構造的ヘッジによる利益を含め、エイチエスピーシー・ユーケー・バンク・ピーエルシー（以下「HSBC UK」という。）における正味受取利息の増加により、一部相殺された。マーケッツ・トレジャリー業務の正味受取利息は、高利回りでのポートフォリオへの再投資により増加した。銀行業務の正味受取利息は43.7十億米ドルであり、0.4十億米ドル（1%）減少した。これは、商業余剰金のトレーディング勘定への配分が増加したことが、正味受取利息の減少を一部相殺したためである。

2024年の収益は、アルゼンチン・ペソの下落を含め、アルゼンチンにおけるハイパーインフレーション会計の影響0.8十億米ドルによる悪影響を受けた（2023年の悪影響：1.4十億米ドル）。

## 予想信用損失（報告数値ベース）

予想信用損失（以下「ECL」という。）費用（報告数値ベース）は3.4十億米ドルであり、2023年に比べ安定していた。これは、コマーシャル・バンキング（以下「CMB」という。）事業部門およびGBM事業部門における減少を反映したものであったが、WPB事業部門における増加により相殺された。

| 報告数値ベース                   | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル | 2024年と<br>2023年の<br>比較<br>百万米ドル | %    | うち、<br>戦略的取引 <sup>1</sup><br>百万米ドル |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------------|------|------------------------------------|
| 収益                        | 65,854         | 66,058         | 50,620         | (204)                           | -    | (3,947)                            |
| 予想信用損失（ECL）               | (3,414)        | (3,447)        | (3,584)        | 33                              | 1    | 72                                 |
| 正味営業収益                    | 62,440         | 62,611         | 47,036         | (171)                           | -    | (3,875)                            |
| 営業費用合計                    | (33,043)       | (32,070)       | (32,701)       | (973)                           | (3)  | 1,100                              |
| 営業利益                      | 29,397         | 30,541         | 14,335         | (1,144)                         | (4)  | (2,775)                            |
| 関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後） | 2,912          | (193)          | 2,723          | 3,105                           | >100 | -                                  |
| 税引前当期純利益                  | 32,309         | 30,348         | 17,058         | 1,961                           | 6    | (2,775)                            |
| 法人税費用                     | (7,310)        | (5,789)        | (809)          | (1,521)                         | (26) | -                                  |
| 税引後当期純利益                  | 24,999         | 24,559         | 16,249         | 440                             | 2    | -                                  |
| 収益（特別項目を除く）               | 67,434         | 65,723         | 54,222         | 1,711                           | 3    | -                                  |
| 税引前当期純利益（特別項目を除く）         | 34,122         | 33,198         | 23,560         | 924                             | 3    | -                                  |

1 詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

| 特別項目                          | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 収益                            |                |                |                |
| 処分、買収および関連費用 <sup>1</sup>     | (1,343)        | 1,298          | (2,737)        |
| 金融商品の公正価値の変動 <sup>2</sup>     | -              | 14             | (618)          |
| 再編その他の関連費用                    | -              | -              | (247)          |
| マーケット・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損 | -              | (977)          | -              |
| レガシー証券の期限前償還                  | (237)          | -              | -              |
| 収益の特別項目における為替換算               | -              | 88             | (174)          |
| 営業費用                          |                |                |                |
| 処分、買収および関連費用                  | (199)          | (321)          | (18)           |
| 非金融資産の減損                      | -              | -              | -              |
| 再編その他の関連費用                    | (34)           | 136            | (2,882)        |
| 営業費用の特別項目における為替換算             | -              | -              | (62)           |
| 関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）     |                |                |                |
| 関連会社に対する持分の減損                 | -              | (3,000)        | -              |

1 2024年の数値には、アルゼンチン事業の売却に起因する、処分損1.0十億米ドルならびに外貨換算準備金損失およびその他の準備金の組替調整に係る損失5.2十億米ドルが含まれている。これは、カナダの銀行業務の売却益4.8十億米ドル（関連するヘッジの公正価値評価益および準備金の組替調整を含む。）により、一部相殺された。2023年の数値には、SVB UKの買収に関して認識した利益1.6十億米ドルが含まれていた。2022年の数値には、当グループの欧州事業の大規模な再編の一環として事業を売却目的保有に分類したことによる損失（うち、2.4十億米ドルは、フランスのリテール・バンキング業務の売却に関連する損失）が含まれていた。

2 当社における非適格ヘッジに係る公正価値の変動。

2024年のECL費用は、CMB事業部門において1.8十億米ドル、GBM事業部門において0.2十億米ドルであった。これには、中国本土の商業不動産セクターにおける費用0.4十億米ドルおよび香港の不動産セクターにおける費用0.1十億米ドルが含まれていた。2023年の両セクターにおける費用は、それぞれ1.0十億米ドルおよび0.1十億米ドルであった。加えて、2024年のCMB事業部門におけるECLには、英国における与信案件1件に関連する費用が含まれていた一方、HSBC UKにおける費用は2023年に比べ減少した。2024年のGBM事業部門における費用も、与信案件1件に関連するエイチエスピーシー・バンク・ピーエルシーのステージ3引当金の戻入れからの恩恵を受けた。

WPB事業部門におけるECL費用は1.3十億米ドルであった。これは主に、無担保貸付ポートフォリオの拡大および失業率の動向を反映した当グループのメキシコ法人の他、香港法人および英国法人に関連するものであった。

営業費用（報告数値ベース）

営業費用（報告数値ベース）は33.0十億米ドルであり、1.0十億米ドル（3％）増加した。かかる増加には、前期および当期間の有利な為替換算差額0.6十億米ドルが含まれていた。かかる増加は、テクノロジーへの支出および投資の増加ならびにインフレの影響も反映していた一方で、業績連動型給与は引き続き安定していた。営業費用は、2023年における非経常的な過年度の資産減損の戻入れ0.2十億米ドルがなくなったことによる悪影響も受けた。

かかる増加は、2023年においては過年度に関連する調整が含まれていたことに対する当期の英国銀行税0.1十億米ドルの他、米国連邦預金保険公社（FDIC）の特別査定に関連して米国における非経常的な費用0.2十億米ドルが当期はないことによる有利な影響により、一部相殺された。

2024年12月31日現在の常勤相当従業員（FTE）数は211,304名であり、2023年12月31日現在に比べ9,557名減少した。かかる減少は主に、カナダのバンキング業務、フランスのリテール・バンキング業務およびアルゼンチンの事業の売却完了を反映したものであった。2024年12月31日現在の契約従業員数は4,226名であり、450名減少した。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後の報告数値ベース）

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後の報告数値ベース）は2.9十億米ドルであり、2023年に比べ3.1十億米ドル増加した。これは主に、会計上の投資の使用価値の低下に伴う当グループの交通銀行に対する投資に関連して、2023年における非経常的な減損費用3.0十億米ドルを反映したものであった。加えて、サウジ・アワル・バンク（SAB）からの利益持分も増加した。

法人税費用

2024年の法人税費用は7.3十億米ドルであり、実効税率は22.6％（2023年：19.1％）であった。2024年の実効税率は、アルゼンチン事業の処分に係る損金算入できない損失により4.8パーセント・ポイントおよびグローバル・ミニマム課税規則に基づき発生した法人税費用により0.7パーセント・ポイント上昇し、カナダの銀行業務の非課税処分益により3.6パーセント・ポイント低下した。2023年の実効税率は、関連会社への投資に係る損金算入できない減損により2.3パーセント・ポイント上昇し、不確実な税務ポジションに対する引当金の戻入れにより1.6パーセント・ポイントおよびSVB UKの買収で発生した非課税の会計上の利益により1.5パーセント・ポイント低下した。

財務成績（恒常為替ベース）

|                           | 2024年    | 2023年    | 2022年    | 2024年と<br>2023年の<br>比較 |      | うち、戦略的取引 <sup>1</sup> |
|---------------------------|----------|----------|----------|------------------------|------|-----------------------|
| 恒常為替ベース                   | 百万米ドル    | 百万米ドル    | 百万米ドル    | 百万米ドル                  | %    | 百万米ドル                 |
| 収益                        | 65,854   | 64,912   | 49,587   | 942                    | 1    | (3,890)               |
| 予想信用損失（ECL）               | (3,414)  | (3,259)  | (3,615)  | (155)                  | (5)  | 36                    |
| 営業費用合計                    | (33,043) | (31,494) | (32,229) | (1,549)                | (5)  | 992                   |
| 営業利益                      | 29,397   | 30,159   | 13,743   | (762)                  | (3)  |                       |
| 関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後） | 2,912    | (256)    | 2,559    | 3,168                  | >100 | -                     |
| 税引前当期純利益                  | 32,309   | 29,903   | 16,302   | 2,406                  | 8    | (2,862)               |
|                           |          |          |          |                        |      |                       |
| 収益（特別項目を除く）               | 67,434   | 64,489   | 53,383   | 2,945                  | 5    |                       |
| 税引前当期純利益（特別項目を除く）         | 34,122   | 32,680   | 23,057   | 1,442                  | 4    |                       |

1 詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は32.3十億米ドルであり、2023年に比べ2.4十億米ドル増加した。税引前当期純利益（特別項目を除く、恒常為替ベース）は34.1十億米ドルであり、1.4十億米ドル（4％）増加した。

収益（恒常為替ベース）は0.9十億米ドル（1％）増加した。かかる増加には、戦略的取引からの不利な影響（純額ベース）3.9十億米ドルが含まれていた。収益の増加は、WPB事業部門のウェルス商品、GBM事業部門の株式業務および証券金融業務における顧客活動の活発化の影響を反映したものであった。正味受取利息（NII）は、事業処分とともに、2024年におけるレガシー証券の期限前償還に伴う損失により減少した。

かかる減少には、商業余剰金のトレーディング勘定への再配分に関連する資金調達費用の増加も含まれていた。なお、トレーディング勘定においては、関連収益が「トレーディング目的で保有するまたは公正価値評価で管理する金融商品の純収益」に認識されている。かかる減少は、構造的ヘッジによる恩恵を含め、HSBC

UKにおける正味受取利息の増加により、一部相殺された。銀行業務の正味受取利息は43.7十億米ドルであり、恒常為替ベースで1.5十億米ドル（4%）増加した。

予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は0.2十億米ドル（5%）増加した。かかる増加には、主に当グループのメキシコ法人における無担保貸付の増加および失業率の動向に加え、当グループの主要な香港法人および英国法人における費用増加による、WPB事業部門における増加が含まれていた。かかる増加は、ステージ3に係る費用減少（中国本土の商業不動産セクターに関連する費用を含む。）をはじめとするCMB事業部門およびGBM事業部門における費用の減少に加え、CMB事業部門におけるHSBC UKの費用の減少により、一部相殺された。CMB事業部門における減少は、英国における特定の与信案件1件に関連する2024年の費用により、一部相殺された。

営業費用（恒常為替ベース）は1.5十億米ドル（5%）増加した。かかる増加は主に、テクノロジーへの支出および投資の増加ならびにインフレの影響を反映したものであったが、継続的な費用削減により一部相殺された。カナダおよびフランスにおける事業処分の完了による有利な影響は、恒常為替ベースでハイパーインフレ経済の実績を再換算したことによる不利な影響により、おおむね相殺された。目標ベースの営業費用は、2023年に比べ1.6十億米ドル（5%）増加した。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後の恒常為替ベース）は2.9十億米ドルであり、3.2十億米ドル増加した。かかる増加には、会計上の投資の使用価値の変更に伴い非経常的に計上された交通銀行に対する投資の減損3.0十億米ドルが含まれていた。また、サウジ・アワル・バンク（SAB）からの利益持分の増加も含まれていた。

## 貸借対照表および資本

### バランスシートの健全性

資産合計（報告数値ベース）は3.0兆米ドルであり、2023年12月31日現在に比べ22十億米ドル減少した。かかる減少には、為替換算差額の不利な影響66十億米ドルが含まれていた。

資産合計（恒常為替ベース）は45十億米ドル増加した。その主な要因は、金融投資の増加ならびにデリバティブ資産およびトレーディング資産の残高増加であった。かかる増加は、特にフランス、カナダおよびアルゼンチンの事業処分の完了に伴う、売却目的で保有する資産の減少により、一部相殺された。

顧客に対する貸付金は、報告数値ベースで8十億米ドル減少したが、恒常為替ベースで14十億米ドル増加した。かかる増加には、CMB事業部門における貸付残高の増加とともに、WPB事業部門における住宅ローンの増加が含まれていた。

顧客口座残高（報告数値ベース）は1.7兆米ドルであり、43十億米ドル増加した。顧客口座残高（恒常為替ベース）は75十億米ドル増加し、アジアを中心に当グループのグローバル事業全体で増加した。

顧客口座残高に対する顧客貸付金の割合は56.2%（2023年12月31日現在：58.2%）であった。

### 分配可能積立金

2024年12月31日現在の当社の分配可能積立金は28.3十億米ドルであり、2023年12月31日現在に比べ2.6十億米ドル減少した。かかる減少の主な要因は、普通株式の配当金27.4十億米ドル、その他Tier 1 債のクーポン払いおよび自己株式買戻しに係る支払いであったが、2024年に発生した利益24.8十億米ドルおよびその他の準備金の変動により相殺された。分配可能積立金は、関連準備金の現金化により相殺されない範囲で、子会社への投資に係る減損の影響を受けやすい。当社が2025年に分配可能積立金を増額する意向であることの詳細については、2024年度アニュアル・レポートの318頁「Corporate governance report」を参照のこと。

### 資本ポジション

当グループは、事業戦略を支えつつ、規制上の要件を、ストレス下の場合も含め常に充足するために、当グループの資本ポジションを積極的に管理するとともに、資本効率性を最適化している。このため、当グループは、様々な指標を用いて資本ポジションを監視している。当該指標には、資本比率、ストレスによる資本比率への影響が含まれる。

2024年12月31日現在の普通株式等Tier 1（CET1）資本比率は14.9%であり、2023年に比べ僅かに増加した。かかる増加は、資本創出および戦略的取引を通じたリスク加重資産（RWA）の減少によるものであったが、配当金、自己株式買戻しおよび有機的なバランスシートの拡大により相殺された。2025年1月に英国健全性監督機構（PRA）は、米国の動向を踏まえ、バーゼル3.1の施行日を2027年1月1日に延期することを発表した。当グループは、普通株式等Tier 1 資本比率への影響が控えめなプラス効果になるとみている。

### 流動性ポジション

当グループは、事業戦略を支えつつ、規制上の要件を、ストレス下の場合も含め常に充足するために、当グループの流動性および資金調達を積極的に管理している。このため、当グループは、流動性力バレッジ比率および安定調達比率等、様々なリスク選好指標を用いて流動性ポジションを監視している。2024年中、当グループが保有していた適格流動資産（HQLA）の平均値は649.2十億米ドルであった。なお、これには、当グループ内の法人に帰属する適格流動資産で、現地の規制により譲渡不可であるものは含まれていない。

グローバル事業部門

ウェルス・アンド・パーソナル・バンキング（WPB）事業部門

WPB事業部門は、アジアにおけるウェルス業務の拠点拡大、トランザクション・バンキング業務および貸付業務の業容拡大ならびに顧客の国際的なニーズへの対応という主要な戦略的優先事項に引き続き投資した。

2024年の業績は、ウェルス業務の力強い成長を反映したものであり、リテール業務の投資商品販売、プライベート・バンキング業務および生命保険業務でも二桁成長を達成するとともに、資産運用業務も成長した。当グループのバランスシートも緩やかに拡大するとともに、投資資産およびウェルス業務の預金残高も増加した。財務成績には、投資およびインフレの影響を反映した営業費用の増加が含まれていた。

| 恒常為替ベース                          | 2024年    | 2023年    | 2022年    | 2024年と2023年の比較 |      | うち、戦略的取引 <sup>2</sup> |
|----------------------------------|----------|----------|----------|----------------|------|-----------------------|
|                                  | 百万米ドル    | 百万米ドル    | 百万米ドル    | 百万米ドル          | %    | 百万米ドル                 |
| 正味営業収益                           | 28,674   | 26,848   | 20,772   | 1,826          | 7    | (636)                 |
| 予想信用損失（ECL）                      | (1,335)  | (935)    | (1,160)  | (400)          | (43) | (22)                  |
| 営業費用                             | (15,204) | (14,352) | (14,141) | (852)          | (6)  | 651                   |
| 関連会社および合併会社からの利益持分               | 47       | 64       | 29       | (17)           | (27) | -                     |
| 税引前当期純利益                         | 12,182   | 11,625   | 5,500    | 557            | 5    | (7)                   |
| 有形自己資本利益率（RoTE） <sup>1</sup> （%） | 29.0     | 28.5     | 13.8     |                |      |                       |

- 1 2023年および2022年の有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後）にはそれぞれ、フランスのリテール・バンキング業務の売却に関連する減損損失による0.3/パーセント・ポイントおよび4.7パーセント・ポイントの不利な影響が含まれていた。
- 2 重大な特別項目に分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

| 収益に対する経営陣の見解                                          | 2024年  | 2023年  | 2022年   | 2024年と2023年の比較 |      | うち、戦略的取引 <sup>4</sup> |
|-------------------------------------------------------|--------|--------|---------|----------------|------|-----------------------|
|                                                       | 百万米ドル  | 百万米ドル  | 百万米ドル   | 百万米ドル          | %    | 百万米ドル                 |
| ウェルス業務                                                | 8,758  | 7,446  | 6,973   | 1,312          | 18   | (235)                 |
| - 投資商品販売                                              | 2,925  | 2,517  | 2,469   | 408            | 16   | (167)                 |
| - グローバル・プライベート・バンキング業務                                | 2,612  | 2,268  | 2,039   | 344            | 15   | -                     |
| 正味受取利息                                                | 1,193  | 1,167  | 975     | 26             | 2    | -                     |
| 利息以外の収益                                               | 1,419  | 1,101  | 1,064   | 318            | 29   | -                     |
| - 生命保険業務                                              | 1,840  | 1,396  | 1,337   | 444            | 32   | (10)                  |
| - 資産運用業務                                              | 1,381  | 1,265  | 1,128   | 116            | 9    | (58)                  |
| パーソナル・バンキング業務                                         | 19,352 | 20,240 | 15,884  | (888)          | (4)  | (669)                 |
| - 正味受取利息                                              | 17,980 | 18,940 | 14,597  | (960)          | (5)  | (578)                 |
| - 利息以外の収益                                             | 1,372  | 1,300  | 1,287   | 72             | 6    | (91)                  |
| その他 <sup>1</sup>                                      | 564    | (838)  | (2,085) | 1,402          | >100 | 268                   |
| - うち：減損(損失)/フランスのリテール・バンキング業務の売却に関連する戻入れ <sup>2</sup> | 28     | 4      | (2,374) | 24             | >100 | 24                    |
| 正味営業収益 <sup>3</sup>                                   | 28,674 | 26,848 | 20,772  | 1,826          | 7    | (636)                 |

- 1 「その他」には、マーケット・トレジャリー業務、当社の支払利息およびハイパーインフレが含まれている。また、リテール補償保険および信用補償保険の販売および引受（該当する場合。）、処分益ならびに商品固有ではないその他の利益も含まれている。
- 2 フランスのリテール・バンキング業務の売却に関連する数値には、特別項目において開示された関連する影響のすべてが含まれており、当該数値は、当グループの連結損益計算書の様々な項目に表示されている。
- 3 「正味営業収益」とは、予想信用損失（ECL）およびその他の信用減損費用の変動控除前の正味営業収益をいい、「収益」とも称される。
- 4 重大な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

|                               | 2024年 | 2023年 | 2022年   |
|-------------------------------|-------|-------|---------|
| 特別項目 - 報告数値ベース                | 百万米ドル | 百万米ドル | 百万米ドル   |
| <b>収益</b>                     |       |       |         |
| 処分、買収および関連費用                  | 28    | 4     | (2,212) |
| 再編その他の関連費用                    | -     | -     | 98      |
| マーケット・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損 | -     | (391) | -       |
| 収益の特別項目における為替換算               | -     | 34    | (158)   |
| <b>営業費用</b>                   |       |       |         |
| 処分、買収および関連費用                  | (3)   | (53)  | (7)     |
| 再編その他の関連費用                    | (10)  | 20    | (357)   |
| 営業費用の特別項目における為替換算             | -     | -     | (3)     |

## 財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は12.2十億米ドルであり、2023年に比べ0.6十億米ドル増加した。かかる増加は、当グループが引き続き戦略を実施したことによるウェルス業務の増収を反映したものであったが、2024年第1四半期に完了したカナダの銀行業務の売却に伴う減収0.2十億米ドルにより、一部相殺された。ウェルス業務の正味受取利息（NII）は2023年に比べ2％増加し、受取手数料も12％増加した。また、恒常為替ベースでの営業費用は0.9十億米ドル増、予想信用損失（ECL）は0.4十億米ドル増となった。

収益（恒常為替ベース）は28.7十億米ドルであり、1.8十億米ドル（7％）増加した。ウェルス業務も好調であり、1.3十億米ドル増加した。かかる増加には、生命保険業務、グローバル・プライベート・バンキング業務および投資商品販売業務における二桁パーセントの増収の他、資産運用業務における増収も含まれていた。かかる増加は、フランスおよびカナダにおける事業処分ならびにマージン圧縮の影響に伴うパーソナル・バンキング業務の正味受取利息の1.0十億米ドルの減少により一部相殺されたが、これもバランスシートの拡大および正味受取利息以外の収益増加により一部相殺された

ウェルス業務の収益は8.8十億米ドルであり、1.3十億米ドル（18％）増加した。

投資商品販売からの収益は0.4十億米ドル（16％）増加した。かかる増加は、当グループのアジア法人におけるものを含め、ウェルス業務への継続的投資および市場センチメントの回復による、ミューチュアル・ファンド、仕組商品および債券の売上増加によるものであった。

グローバル・プライベート・バンキング業務の収益は0.3十億米ドル（15％）増加した。かかる増加は主に、当グループのアジア法人における仲介業務およびトレーディング業務の業績が好調であったことによるものであった。

生命保険業務の収益は0.4十億米ドル（32％）増加した。かかる増加には、契約上のサービス・マージン（CSM）の継続的な残高増加を主要要因とする、CSMの償却による増収が含まれていた。収益の前年同期比増には、2023年に認識された過年度の評価見積りの修正の影響も含まれていた。保険引受業務における新規契約によるCSMは2.5十億米ドルであり、当グループの香港法人を中心に2023年に比べ49％増加した。

資産運用業務の収益は0.1十億米ドル（9％）増加した。かかる増加は、資金流入および有利な市場動向により、運用資産残高が7％増加したことによるものであった。かかる増加は、カナダの銀行業務の売却に伴う減収により、一部相殺された。

パーソナル・バンキング業務の収益は19.4十億米ドルであり、0.9十億米ドル（4％）減少した。

正味受取利息（NII）は1.0十億米ドル（5％）減少した。かかる減少は、フランスおよびカナダのバンキング業務売却ならびにマージン圧縮の影響によるものであった。2023年と比較して、貸付残高はおおむね安定しており、HSBC UKおよび当グループの米国法人における住宅ローンを中心に増加した。かかる増加は、フランスで保有していた貸付金をコーポレート・センターに移管するための再分類により相殺された。無担保貸付残高は、HSBC UKならびに当グループのアジア法人およびメキシコ法人における残高を含め、増加した。預金残高も、当グループのアジア法人および英国法人における残高を含め、24十億米ドル増加した。

その他の収益は、主にマーケット・トレジャリー業務から割り当てられた収益の増加1.1十億米ドルにより、1.4十億米ドル増加した。かかる増加には、2023年において非経常的に計上された再ポジショニングおよびリスク管理に関連する処分損、2023年において非経常的に計上されたニュージーランド事業の売却損0.1十億米ドルおよび自己資本からの受取利息の増加が含まれていた。

予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は1.3十億米ドルであり、2023年に比べ0.4十億米ドル増加した。これは、ポートフォリオの拡大および失業率の動向による、当グループのメキシコ法人の主に無担保ポートフォリオにおける費用増加を反映したものであった。加えて、当グループの香港法人および英国法人においても、ポートフォリオ拡大により費用が増加した。

営業費用（恒常為替ベース）は15.2十億米ドルであり、6％増加した。かかる増加は、アジアのウェルス業務に対する継続的な投資、テクノロジーへの支出および投資の増加、業績連動型給与の増加ならびにインフレ悪化の影響を反映したものであった。かかる増加は、費用削減の継続ならびにフランス事業およびカナダ事業の処分の影響により、一部相殺された。

コマーシャル・バンキング（CMB）事業部門

HSBCは、ユーロマネー・アワードにおいて世界のベスト・トレード・ファイナンス・バンクおよびベスト・ペイメント・アンド・トレジャリー・バンクに選出されており、より効率的に顧客の事業ニーズに応えられるよう、顧客支援機能に引き続き投資している。

当グループは、HSBCイノベーション・バンキング（IVB）の初年度を終了し、グローバル収益は現在、0.7十億米ドルに達し、2024年には1,200件を超える新規顧客を獲得した。

2023年度と比較したCMB事業部門の税引前当期純利益は、2023年におけるSVB UKの買収時に認識した非経常的な利益の影響を受けた。これを除外すると、2024年の業績は好調であり、バランスシートの拡大、複数の法域にまたがる顧客基盤の拡大傾向の継続および中核的なトランザクション・バンキング機能に対する投資により収益は増加し、受取手数料の増加につながった。収益はまた、GBM事業部門との協業収益の増加によっても押し上げられた。一方、営業費用の増加は、アルゼンチンにおけるハイパーインフレの影響、テクノロジーへの支出および投資の増加、HSBCイノベーション・バンキング（IVB）に関連する追加費用ならびにインフレ圧力を反映したものであった。

| 恒常為替ベース                          | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル | 2024年と2023年の比 |      | うち、戦略的取引 <sup>2</sup><br>百万米ドル |
|----------------------------------|----------------|----------------|----------------|---------------|------|--------------------------------|
|                                  |                |                |                | 較             | %    |                                |
| 正味営業収益                           | 21,580         | 22,396         | 16,207         | (816)         | (4)  | (2,228)                        |
| 予想信用損失（ECL）                      | (1,815)        | (2,006)        | (1,868)        | 191           | 10   | 69                             |
| 営業費用                             | (7,906)        | (7,234)        | (6,810)        | (672)         | (9)  | 255                            |
| 関連会社および合併会社からの利益/（損失）持分          | 1              | (1)            | 1              | 2             | >100 | -                              |
| 税引前当期純利益                         | 11,860         | 13,155         | 7,530          | (1,295)       | (10) | (1,904)                        |
| 有形自己資本利益率（RoTE） <sup>1</sup> （%） | 20.0           | 23.4           | 13.7           |               |      |                                |

- 1 2023年の有形自己資本利益率（RoTE）には、SVB UKの買収時に認識した利益による3.1パーセント・ポイントの有利な影響が含まれていた。
- 2 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

| 収益に対する経営陣の見解                            | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル | 2024年と2023年の比較 |       | うち、戦略的取引 <sup>4</sup><br>百万米ドル |
|-----------------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|--------------------------------|
|                                         |                |                |                | 百万米ドル          | %     |                                |
| グローバル・トレード・ソリューションズ業務                   | 1,992          | 1,969          | 2,045          | 23             | 1     | (39)                           |
| 与信・貸付業務                                 | 5,183          | 5,239          | 5,728          | (56)           | (1)   | (281)                          |
| グローバル・ペイメント・ソリューション業務                   | 11,880         | 12,125         | 6,911          | (245)          | (2)   | (225)                          |
| マーケットツ業務の商品、保険・投資業務およびその他 <sup>1</sup>  | 2,525          | 3,063          | 1,523          | (538)          | (18)  | (1,683)                        |
| - うち、市場・証券サービス（MSS）業務および銀行業務の商品に係る収益の割合 | 1,382          | 1,295          | 1,181          | 87             | 7     |                                |
| - うち、SVB UKの買収収益                        | -              | 1,659          | -              | (1,659)        | (100) | (1,659)                        |
| 正味営業収益 <sup>2</sup>                     | 21,580         | 22,396         | 16,207         | (816)          | (4)   | (2,228)                        |
| - うち、トランザクション・バンキング業務 <sup>3</sup>      | 14,867         | 15,077         | 9,853          |                |       |                                |

- 1 SVB UKの買収収益およびCMB事業部門の顧客に対する市場・証券サービス（MSS）業務および銀行業務の商品販売からの収益のうち、CMB事業部門帰属分を含む。CMB事業部門の顧客に対する当該商品販売からの収益のうち、GBM事業部門帰属分は、GBM事業部門における収益に対する経営陣の見解の該当項目に計上されている。また、マーケットツ・トレジャリー業務からの分配収益、当社の支払利息およびハイパーインフレの影響も含まれている。
- 2 「正味営業収益」とは、予想信用損失（ECL）およびその他の信用減損費用の変動控除前の正味営業収益をいい、「収益」とも称される。
- 3 トランザクション・バンキング業務は、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務、グローバル・ペイメント・ソリューション（GPS）業務およびCMB事業部門に帰属するグローバル外国為替業務（「市場・証券サービス（MSS）業務および銀行業務の商品に係る収益の割合」に表示。）で構成される。

4 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

| 特別項目 - 報告数値ベース                | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル |
|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|
| 収益                            |                |                |                |
| 処分、買収および関連費用                  | -              | 1,591          | -              |
| 再編その他の関連費用                    | -              | -              | (16)           |
| マーケット・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損 | -              | (316)          | -              |
| 収益の特別項目における為替換算               | -              | 65             | 6              |
| 営業費用                          |                |                |                |
| 処分、買収および関連費用                  | (2)            | (55)           | -              |
| 再編その他の関連費用                    | 2              | 32             | (266)          |
| 営業費用の特別項目における為替換算             | -              | -              | (7)            |

財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は11.9十億米ドルであり、2023年に比べ1.3十億米ドル減少した。かかる減少の主な要因は、SVB UKの買収益1.7十億米ドルが2023年において非経常的に認識されたことに伴う減益、2024年におけるカナダの銀行業務の処分の影響および営業費用の増加であった。税引前当期純利益の減少は、バランスシート主導型の増収、カナダの銀行業務処分の除外、マーケット・トレジャリー業務から分配された収益の増加、トランザクション・バンキング業務の受取手数料の増加および予想信用損失（ECL）の減少により、一部相殺された。

収益（恒常為替ベース）は21.6十億米ドルであり、0.8十億米ドル（4％）減少した。かかる減少の主な要因は、上記のとおり、2023年において非経常的に認識されたSVB UKの買収益であった。かかる減少には、特にカナダの銀行業務の処分に関連する、戦略的取引からの不利な影響0.6十億米ドルも含まれていた。かかる減少は、アルゼンチンにおけるハイパーインフレの影響およびマーケット・トレジャリー業務からの分配収益の増加により、一部相殺された。

グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務の収益は、23百万米ドル（1％）増加した。かかる増加は主に、保証からの受取手数料の増加、残高の増加およびマージンの改善によるものであった。かかる増加は、カナダの銀行業務の処分の影響により、一部相殺された。

与信・貸付業務の収益は、0.1十億米ドル（1％）減少した。かかる減少は、カナダの銀行業務の処分の影響によるものであったが、HSBCイノベーション・バンキング（IVB）における増収により、一部相殺された。

グローバル・ペイメント・ソリューション（GPS）業務の収益は0.2十億米ドル（2％）減少した。かかる減少は、カナダの銀行業務の処分の影響に加え、商品ミックスの変更に伴うマージン低下による当グループの主要なアジア法人および欧州法人における減収を反映したものであった。かかる減少は、事業施策および取引高を反映した受取手数料の増加により、一部相殺された。また、マージン上昇によるHSBC UKの増収およびハイパーインフレの影響による当グループのアルゼンチン法人の増収もあった。

GBM事業部門の商品、保険・投資業務およびその他における収益は、主に2023年において非経常的にSVB UKの買収益1.7十億米ドルが認識されたことにより、0.5十億米ドル減少した。かかる不利な影響は、マーケット・トレジャリー業務からの分配収益（2023年において非経常的に認識された再ポジショニングおよびリスク管理に関連する処分損ならびに自己資本に係る受取利息から利益も含む。）の増加により、一部相殺された。特に当グループの主要な香港法人、英国法人および欧州法人におけるグローバル・マーケット業務およびキャピタル・ファイナンス業務の商品の増加を受けて、GBM事業部門の協業収益も増加した。

予想信用損失（ECL）費用（恒常為替ベース）は1.8十億米ドルであり、0.2十億米ドル減少した。2024年のECLは、中国本土の商業不動産セクターにおけるECLの減少に伴う当グループの主要なアジア法人における費用の減少およびHSBC UKにおける費用の減少を反映したものであった。かかる減少は、英国の顧客1名に関連する新規のステージ3引当金および当グループの主要な中東法人における当該引当金により、一部相殺された。

営業費用（恒常為替ベース）は7.9十億米ドルであり、0.7十億米ドル（9％）増加した。かかる増加は、アルゼンチンにおけるハイパーインフレの影響、SVB UKの買収に伴うHSBCイノベーション・バンキング（IVB）への追加費用、テクノロジーへの支出および投資の増加ならびにインフレの影響を反映したものであった。かかる増加は、コスト削減の継続およびカナダの銀行業務の処分に伴う費用減少により、一部相殺された。

グローバル・バンキング・アンド・マーケット（GBM）事業部門

2024年におけるGBM事業部門の業績は好調であり、有形自己資本利益率（RoTE）は13.0%を達成した。収益（恒常為替ベース）は11%増加したが、将来的な増収を支援するためのテクノロジーへの投資の継続およびインフレの影響により、営業費用（恒常為替ベース）が4%増加した。予想信用損失（ECL）も2023年に比べ減少した。

|                         | 2024年    | 2023年   | 2022年   | 2024年と2023年の比較 |     | うち、戦略的取引 <sup>1</sup> |
|-------------------------|----------|---------|---------|----------------|-----|-----------------------|
|                         | 百万米ドル    | 百万米ドル   | 百万米ドル   | 百万米ドル          | %   | 百万米ドル                 |
| 恒常為替ベース                 |          |         |         |                |     |                       |
| 正味営業収益                  | 17,529   | 15,771  | 14,542  | 1,758          | 11  | (49)                  |
| 予想信用損失（ECL）             | (235)    | (317)   | (578)   | 82             | 26  | (11)                  |
| 営業費用                    | (10,231) | (9,872) | (9,403) | (359)          | (4) | 59                    |
| 関連会社および合併会社からの利益/(損失)持分 | -        | -       | (2)     | -              | -   | -                     |
| 税引前当期純利益                | 7,063    | 5,582   | 4,559   | 1,481          | 27  | (1)                   |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（%）      | 13.0     | 11.4    | 9.8     |                |     |                       |

1 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

|                                    | 2024年  | 2023年   | 2022年   | 2024年と2023年の比較 |      | うち、戦略的取引 <sup>6</sup> |
|------------------------------------|--------|---------|---------|----------------|------|-----------------------|
|                                    | 百万米ドル  | 百万米ドル   | 百万米ドル   | 百万米ドル          | %    | 百万米ドル                 |
| 収益に対する経営陣の見解                       |        |         |         |                |      |                       |
| 市場・証券サービス業務                        | 9,652  | 8,806   | 8,815   | 846            | 10   | (63)                  |
| - 証券サービス業務                         | 2,280  | 2,305   | 1,994   | (25)           | (1)  | (3)                   |
| - グローバル債券市場業務                      | 968    | 827     | 698     | 141            | 17   | (8)                   |
| - グローバル外国為替業務                      | 3,972  | 4,030   | 4,088   | (58)           | (1)  | (49)                  |
| - 株式業務                             | 891    | 552     | 1,015   | 339            | 61   | (1)                   |
| - 証券金融業務                           | 1,523  | 1,120   | 924     | 403            | 36   | (5)                   |
| - 信用・資金調達評価調整                      | 18     | (28)    | 96      | 46             | >100 | 3                     |
| 銀行業務                               | 8,656  | 8,460   | 6,690   | 196            | 2    | (125)                 |
| - グローバル・トレード・ソリューションズ業務            | 690    | 658     | 670     | 32             | 5    | (13)                  |
| - グローバル・ペイメント・ソリューション業務            | 4,497  | 4,427   | 2,861   | 70             | 2    | (72)                  |
| - 与信・貸付業務                          | 1,820  | 1,967   | 2,229   | (147)          | (7)  | (15)                  |
| - 投資銀行業務 <sup>1</sup>              | 1,084  | 1,040   | 737     | 44             | 4    | (9)                   |
| - その他 <sup>2</sup>                 | 565    | 368     | 193     | 197            | 54   | (16)                  |
| GBM事業部門その他                         | (779)  | (1,495) | (963)   | 716            | 48   | 139                   |
| - 自己資金投資                           | 24     | (5)     | 57      | 29             | >100 | -                     |
| - その他 <sup>3</sup>                 | (803)  | (1,490) | (1,020) | 687            | 46   | 139                   |
| 正味営業収益 <sup>4</sup>                | 17,529 | 15,771  | 14,542  | 1,758          | 11   | (49)                  |
| - うち：トランザクション・バンキング業務 <sup>5</sup> | 11,439 | 11,420  | 9,613   | 19             | -    |                       |

- 1 2024年1月1日より、当グループは、その目的および商品・サービスをより適切に反映させるため、「キャピタル・マーケット・アンド・アドバイザリー業務」を「インベストメント・バンキング業務」に改名した。
- 2 銀行業務の全商品につき、ポートフォリオ管理、資本からの収益およびその他の資本配分を含む。
- 3 名目上の税額控除、マーケット・トレジャリー業務、当社の支払利息およびハイパーインフレを含む。
- 4 「正味営業収益」とは、予想信用損失（ECL）およびその他の信用減損費用の変動控除前の正味営業収益をいい、「収益」とも称される。
- 5 トランザクション・バンキング業務は、証券サービス業務、グローバル外国為替業務（CMB事業部門と共有する収益を除く。）、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務およびグローバル・ペイメント・ソリューション（GPS）業務で構成される。
- 6 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

| 特別項目 - 報告数値ベース                | 2024年 | 2023年 | 2022年 |
|-------------------------------|-------|-------|-------|
|                               | 百万米ドル | 百万米ドル | 百万米ドル |
| 収益                            |       |       |       |
| 処分、買収および関連費用                  | (14)  | -     | -     |
| 再編その他の関連費用                    | -     | -     | (184) |
| マーケット・トレジャリー業務の再ポジショニングに係る処分損 | -     | (270) | -     |
| 収益の特別項目における為替換算               | -     | (2)   | 4     |

|                   | 2024年 | 2023年 | 2022年 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 特別項目 - 報告数値ベース    | 百万米ドル | 百万米ドル | 百万米ドル |
| 営業費用              |       |       |       |
| 処分、買収および関連費用      | (2)   | 3     | -     |
| 再編その他の関連費用        | (1)   | 21    | (252) |
| 営業費用の特別項目における為替換算 | -     | -     | (8)   |

## 財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は7.1十億米ドルであり、2023年に比べ1.5十億米ドル（27％）増加した。かかる増加は、業績好調な証券金融業務、株式業務およびグローバル債券市場業務からの収益を含め、恒常為替ベースでの収益が1.8十億米ドル（11％）増加したことによるものであった。加えて、予想信用損失（ECL）費用は2023年に比べ減少した一方で、恒常為替ベースでの営業費用は0.4十億米ドル増加した。

収益（恒常為替ベース）は17.5十億米ドルであり、1.8十億米ドル（11％）増加した。

市場・証券サービス（MSS）業務においては、プライム・ファイナンス、債券および株式デリバティブに牽引され、収益が0.8十億米ドル（10％）増加した。

証券サービス業務の収益は25百万米ドル（1％）減少した。かかる減少は、当グループのファンド管理事業における事業の売却およびマージンに影響を及ぼす金利低下に伴う正味受取利息（NII）の減少によるものであった。

グローバル債券市場業務の収益は0.1十億米ドル（17％）増加した。かかる増加は、資金調達商品の顧客需要の高まりおよび主に新興国市場クレジットの取引高増加によるものであった。

グローバル外国為替業務においては、市場環境を踏まえて顧客活動が堅調に推移したものの、収益が0.1十億米ドル（1％）減少した。

株式業務の収益は0.3十億米ドル（61％）増加した。かかる増加は、ウェルス商品に対する顧客需要を高めることとなった市場センチメントの回復に加え、2024年下半期のボラティリティの高まりによるものであった。

証券金融業務の収益は0.4十億米ドル（36％）増加した。かかる増加は、主にプライム・ファイナンスの新規顧客の増加および機関投資家の資金調達需要の高まりによるものであった。

銀行業務の収益は0.2十億米ドル（2％）増加した。

グローバル・ペイメント・ソリューション（GPS）業務の収益は0.1十億米ドル（2％）増加した。かかる増加は、平均残高の増加の他、事業施策、価格改定および取引増加に伴う受取手数料の増加によるものであった。

投資銀行業務（発行体サービス業務を含む。）の収益は44百万米ドル（4％）増加した。かかる増加は、世界の資本市場の回復に支えられたアドバイザリー業務および資金調達業務の活発化によるものであった。

与信・貸付業務の収益は、継続的な顧客需要の低迷を反映して、0.1十億米ドル（7％）減少した。

銀行業務その他の収益は0.2十億米ドル（54％）増加した。かかる増加は、ヘッジ活動および事業で保有する資本からの分配収益の増加によるものであった。

GBM事業部門その他の収益は0.7十億米ドル（48％）増加した。かかる増加は、マーケット・トレジャリー業務からの分配収益（2023年において非経常的に認識された再ポジショニングおよびリスク管理に係る処分損を含む。）の増加および当社の支払利息の減少によるものであった。

予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は0.2十億米ドルであり、0.1十億米ドル減少した。かかる減少は主に、2024年度において与信案件1件に関連する戻入れが計上されたことによるものであった。

営業費用（恒常為替ベース）は10.2十億米ドルであり、0.4十億米ドル（4％）増加した。かかる増加は、インフレの影響に加え、テクノロジーへの支出および投資の増加によるものであったが、費用削減の継続により一部相殺された。

## コーポレート・センター

2024年におけるコーポレート・センターの業績は主に、カナダの銀行業務の売却益およびアルゼンチン事業の処分損（外貨準備金およびその他の準備金に係る損失を含む。）を含め、一部の買収および処分の財務的

影響を反映したものであった。2023年の業績には、当グループの関連会社である交通銀行に対する投資について認識した減損が含まれていた。

## 財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は1.2十億米ドルであり、2023年に比べ1.7十億米ドル増加した。かかる増加には、2023年において非経常的に認識された当グループの交通銀行に対する投資に係る減損費用3.0十億米ドルの影響が含まれていた。

収益（恒常為替ベース）はマイナス1.9十億米ドルであり、主に特別項目の影響により1.8十億米ドル減少した。

2024年の収益には、処分損1.0十億米ドルに加え、アルゼンチン事業の処分に伴う外貨準備金およびその他の準備金に係る損失5.2十億米ドルが含まれていた。また、ロシア事業の売却完了に伴う準備金の組替調整に関連する損失0.1十億米ドル、およびレガシー証券の期限前償還に係る損失0.2十億米ドルも含まれていた。かかる減少は、関連ヘッジに係る公正価値評価益および関連準備金の組替調整を含め、カナダの銀行業務の売却益4.8十億米ドルにより、一部相殺された。

2023年における特別項目には、カナダ事業の売却益のヘッジに関連する公正価値評価損0.3十億米ドルが含まれていた。

かかる減少には、セントラル・トレジャリー業務における金融商品および構造的ヘッジの公正価値の不利な変動、保有するフランスのリテール貸付ポートフォリオのWPB事業部門からの移管に伴う減収、および複数の既存ポートフォリオの公正価値評価損が含まれていた。かかる減少は、保有するフランスのリテール貸付ポートフォリオに関連するヘッジの公正価値評価益により、一部相殺された。

営業費用（恒常為替ベース）は0.3十億米ドル減少した。かかる減少には、米国連邦預金保険公社（FDIC）の特別査定および英国銀行税に関連するものを含め、公租公課の影響の低下も含まれていた。

関連会社および合併会社からの利益持分（恒常為替ベース）は2.9十億米ドルであり、3.2十億米ドル増加した。かかる増加は主に、2023年において非経常的に認識された当グループの交通銀行に対する投資に関連する減損費用3.0十億米ドルとともに、サウジ・アワル・バンク（SAB）からの利益持分の増加を反映したものであった。

|                           | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル | 2024年と2023年の比<br>較 |        | うち、戦略的取引 <sup>1</sup><br>百万米ドル |
|---------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|--------|--------------------------------|
|                           |                |                |                | 百万米ドル              | %      |                                |
| 恒常為替ベース                   |                |                |                |                    |        |                                |
| 正味営業収益                    | (1,929)        | (103)          | (1,934)        | (1,826)            | >(100) | (977)                          |
| 予想信用損失（ECL）               | (29)           | (1)            | (9)            | (28)               | >(100) | -                              |
| 営業費用                      | 298            | (36)           | (1,875)        | 334                | >100   | 27                             |
| 関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後） | 2,864          | (319)          | 2,531          | 3,183              | >100   | -                              |
| - うち、交通銀行に対する投資に関連する減損損失  | -              | (3,017)        | -              | 3,017              | >100   | -                              |
| 税引前当期純利益/(損失)             | 1,204          | (459)          | (1,287)        | 1,663              | >100   | (950)                          |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後）（%） | 0.7            | (1.0)          | 2.8            |                    |        |                                |

1 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

|                                                  | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル | 2024年と2023年の比<br>較 |        | うち、戦略的取引 <sup>6</sup><br>百万米ドル |
|--------------------------------------------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|--------|--------------------------------|
|                                                  |                |                |                | 百万米ドル              | %      |                                |
| 収益に対する経営陣の見解                                     |                |                |                |                    |        |                                |
| セントラル・トレジャリー業務 <sup>1</sup>                      | (49)           | 99             | (743)          | (148)              | >(100) | -                              |
| 既存ポートフォリオ                                        | (50)           | 3              | (181)          | (53)               | >(100) | -                              |
| その他 <sup>2,3</sup>                               | (1,830)        | (205)          | (1,010)        | (1,625)            | >(100) | (977)                          |
| - うち：カナダの銀行業務の売却益およびそれに関連するヘッジからの収益 <sup>4</sup> | 4,795          | (275)          | -              | 5,070              | >100   | 5,070                          |
| - うち：アルゼンチン事業の売却損                                | (1,011)        | -              | -              | (1,011)            | >(100) | (1,011)                        |
| - うち：アルゼンチン事業の売却に関連する外貨換算準備金損失およびその他の準備金の組替調整    | (5,166)        | -              | -              | (5,166)            | >(100) | (5,166)                        |
| 正味営業収益 <sup>5</sup>                              | (1,929)        | (103)          | (1,934)        | (1,826)            | >(100) | (977)                          |

- 「セントラル・トレジャリー業務」は、発行済長期債券および関連するスワップに係る評価差異、ならびに金融商品の公正価値の変動で構成される。
- 「その他」は、特定の取引に係る損益、不動産資産および技術資産に係る資金調達費用、保有するフランスのリテール貸付ポートフォリオの成績、投資不動産および不動産処分に係る再評価損益、連結調整ならびにグローバル事業部門に分配されないその他の収益項目で構成される。
- マーケット・トレジャリー業務からの収益、当社の正味支払利息およびハイパーインフレは、各グローバル事業部門にそれぞれの収益および費用と整合するように分配されている。2024年における当該配分のうち、マーケット・トレジャリー業務に帰属する収益は、総額で1,569百万米ドルであった（2023年：(339)百万米ドル、2022年：1,377百万米ドル）。
- 売却益の外国為替ヘッジに係る公正価値評価益/（損）および関連準備金の組替調整を含む。
- 「正味営業収益」とは、予想信用損失（ECL）およびその他の信用減損費用の変動控除前の正味営業収益をいい、「収益」とも称される。
- 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2024年度アニュアル・レポートの102頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

| 特別項目 - 報告数値ベース       | 2024年<br>百万米ドル | 2023年<br>百万米ドル | 2022年<br>百万米ドル |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>収益</b>            |                |                |                |
| 処分、買収および関連費用         | (1,357)        | (297)          | (525)          |
| 金融商品の公正価値の変動         | -              | 14             | (618)          |
| 再編その他の関連費用           | -              | -              | (145)          |
| レガシー証券の期限前償還         | (237)          | -              | -              |
| 収益の特別項目における為替換算      | -              | (9)            | (26)           |
| <b>営業費用</b>          |                |                |                |
| 処分、買収および関連費用         | (192)          | (216)          | (11)           |
| 再編その他の関連費用           | (25)           | 63             | (2,007)        |
| 営業費用の特別項目における為替換算    | -              | -              | (46)           |
| <b>関連会社に対する持分の減損</b> | -              | (3,000)        | -              |
| 関連会社の特別項目における為替換算    |                | (17)           |                |

## 資本の概要

### 資本・流動性の健全性指標

|                              | 2024年<br>12月31日現在 | 2023年<br>12月31日現在 |
|------------------------------|-------------------|-------------------|
| <b>リスク加重資産（RWA）（十億米ドル）</b>   |                   |                   |
| 信用リスク                        | 657.9             | 683.9             |
| カウンターパーティ信用リスク               | 37.7              | 35.5              |
| 市場リスク                        | 36.2              | 37.5              |
| オペレーショナル・リスク                 | 106.5             | 97.2              |
| <b>リスク加重資産合計</b>             | <b>838.3</b>      | <b>854.1</b>      |
| <b>資本（経過措置ベース）（十億米ドル）</b>    |                   |                   |
| 普通株式等Tier 1（CET 1）資本         | 124.9             | 126.5             |
| Tier 1 資本                    | 144.1             | 144.2             |
| 資本合計                         | 172.4             | 171.2             |
| <b>自己資本比率（経過措置ベース）（%）</b>    |                   |                   |
| 普通株式等Tier 1 資本比率             | 14.9              | 14.8              |
| Tier 1 資本比率                  | 17.2              | 16.9              |
| 総自己資本比率                      | 20.6              | 20.0              |
| <b>資本（経過措置終了後ベース）（十億米ドル）</b> |                   |                   |
| 普通株式等Tier 1（CET 1）資本         | 124.9             | 126.5             |
| Tier 1 資本                    | 144.1             | 144.2             |
| 資本合計                         | 168.5             | 167.1             |
| <b>自己資本比率（経過措置終了後ベース）（%）</b> |                   |                   |
| 普通株式等Tier 1 資本比率             | 14.9              | 14.8              |
| Tier 1 資本比率                  | 17.2              | 16.9              |
| 総自己資本比率                      | 20.1              | 19.6              |

|                             | 2024年<br>12月31日現在 | 2023年<br>12月31日現在 |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|
| 流動性カバレッジ比率（LCR）             |                   |                   |
| 適格流動資産（HQLA）合計（十億米ドル）       | 649.2             | 647.5             |
| 正味キャッシュフロー合計（十億米ドル）         | 470.7             | 477.1             |
| 流動性カバレッジ比率（%） <sup>1</sup>  | 138               | 136               |
| 安定調達比率（NSFR） <sup>1,2</sup> |                   |                   |
| 安定調達可能額合計（十億米ドル）            | 1,523.4           | 1,601.9           |
| 安定調達必要額合計（十億米ドル）            | 1,064.5           | 1,162.3           |
| 安定調達比率（%）                   | 143               | 138               |

- 1 当グループは、2024年第2四半期に過年度の制約に対応するために規定を改訂することで、流動性連結プロセスを強化した。当グループの流動性カバレッジ比率（LCR）および安定調達比率（NSFR）は、平均値で報告されていることから、当該改訂の効果により、2024年中においてLCRおよびNSFRはそれぞれ約3%および11%段階的に上昇した。2023年度と比較して、LCRの上昇は主にかかる強化によるものであった。かかる改訂によるNSFRの上昇は、主に金融投資の増加およびデリバティブ取引の活発化に伴い、必要な安定調達資金が増加したことにより、一部相殺された。
- 2 当グループは2024年第1四半期中に計算プロセスを強化したことから、NSFRの比較数値を修正再表示した。

なお、EU規制・指令（技術基準を含む。）という用語については、該当する場合、2018年欧州連合（離脱）法に基づき英国法に国内法化された規則・指令（英国法に基づくその後の改正を含む。）に読み替えるものとする。

上記表の資本に関する数値および比率は、資本要求規則・指令、CRR 規則および英国健全性監督機構（PRA）ルールブック（以下「CRR 」という。）に定める規制上の要件に従い算出されている。

同表は、資本性金融商品に関するCRR の経過措置に基づく数値および比率の他、「エンド・ポイント」として知られる経過措置の終了後の数値および比率を示している。

規制上の数値および比率は、報告日現在の数値および比率を示している。当該数値および比率と規制当局に提出する届出書上の数値および比率との間で軽微な差異が生じる可能性がある。差異が重大である場合、当グループは、次期以降に修正再表示することがある。

## 2025年度上半期の財務概要

### 表示の基準

#### 恒常為替ベース業績

恒常為替ベース業績とは、期間間比較を歪める為替換算差額の影響を調整するため、比較対象期間の報告値を修正して算出するものである。当社は、恒常為替ベース業績が、社内外の報告を整合させ、経営陣が期間間業績を評価する方法を反映することにより、投資家に有用な情報を提供するものであると考えている。

#### 特別項目

損益計算書の構成項目のうち、通常の事業活動の範囲外であり、かつ一般的に非経常的な性質を持つと経営陣が判断する項目については、「特別項目」として別途に開示している。

特別項目のうち、特に重要なものは「重大な特別項目」として分類しており、各項目の性質および損益計算書に対する財務的影響に基づいて、重大な特別項目に分類するかを判断している。重大な特別項目は、当社の目標ベース配当性向の算定および1株当たり利益の指標から除外される。

2025年度上半期または関連する比較期間における重大な特別項目は以下のとおりである。

- 非戦略的活動から競争優位性を有し収益性の高い分野へのコスト再配分を目的とした、特定事業の撤退または縮小に伴う損益計算書への影響（特別項目において「処分、縮小、買収および関連費用」に計上）。
- 交通銀行（BoCom）に対する投資の希薄化および減損損失。
- 過去の期間に完了した取引に関連する影響（フランスにおけるリテール・バンキング業務の売却、カナダにおけるバンキング業務の売却、アルゼンチンにおける事業処分を含む）。

戦略的取引の影響

当社の業績に対する理解を支援するため、重大な特別項目に分類される戦略的取引がグループおよび事業部門の業績に与える影響を別途に開示している。2025年度上半期において、現行または関連する比較期間において重大な特別項目に分類された戦略的取引は、前記「特別項目」において記載の重大な特別項目と同一である。期間間比較に影響を与える買収および売却に関連する営業損益計算書の結果に対する歪曲的影響は、当社のカナダおよびアルゼンチンにおける事業売却に関連するものである。

経営陣による恒常為替ベースの収益評価

当社は、各事業部門ごとに主要プロダクト別の恒常為替ベースでの収益の内訳を提供している。これは、各事業の収益実績を評価・管理する基準を反映するものである。

当社は、特定のプロダクトを事業部門間で一貫した方法で分類している。ホールセール向けトランザクション・バンキング業務は、グローバル外国為替、グローバル・ペイメント・ソリューションズ（GPS）、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）、証券サービス事業で構成される。ウェルス事業は、投資商品販売、保険、プライベート・バンク（旧グローバル・プライベート・バンキング）、資産運用事業で構成される。

また、当グループの報告為替レートベースの結果に関し、収益についての経営陣の見解を要約して以下に示すが、これは、プロダクト分類を用いてグループの報告数値ベースの収益実績を補足するものであり、当社の事業部門別業績の管理・評価に用いられている。

財務成績（報告数値ベース）（2025年度上半期と2024年度上半期との比較）

2024年度上半期と比較した税引前当期純利益（報告数値ベース）の変動

| 報告数値ベース                   | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 変動      |      |                                    |
|---------------------------|------------------------|------------------------|---------|------|------------------------------------|
|                           |                        |                        | 百万米ドル   | %    | うち、戦略的<br>取引 <sup>1</sup><br>百万米ドル |
| 収益                        | 34,122                 | 37,292                 | (3,170) | (9)  | (4,653)                            |
| - うち：正味受取利息（NII）          | 16,821                 | 16,911                 | (90)    | (1)  | (1,222)                            |
| 予想信用損失（ECL）               | (1,941)                | (1,066)                | (875)   | (82) | 96                                 |
| 正味営業収益                    | 32,181                 | 36,226                 | (4,045) | (11) | (4,557)                            |
| 営業費用合計                    | (17,022)               | (16,296)               | (726)   | (4)  | 311                                |
| 営業利益/(損失)                 | 15,159                 | 19,930                 | (4,771) | (24) | (4,246)                            |
| 関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後） | 651                    | 1,626                  | (975)   | (60) | -                                  |
| 税引前当期純利益                  | 15,810                 | 21,556                 | (5,746) | (27) | (4,246)                            |
| 法人税収益/(費用)                | (3,369)                | (3,891)                | 522     | 13   |                                    |
| 税引後当期純利益/(損失)             | 12,441                 | 17,665                 | (5,224) | (30) |                                    |
|                           |                        |                        |         |      |                                    |
| 収益（特別項目を除く）               | 35,397                 | 33,721                 | 1,676   | 5    |                                    |
| 税引前当期純利益（特別項目を除く）         | 18,928                 | 18,067                 | 861     | 5    |                                    |

1 詳細については、上記のとおり参照書類である外国会社半期報告書を構成するインタリム・レポート（以下「2025年度上半期インタリム・レポート」という。）の29頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

特別項目

|                         | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 収益                      |                        |                        |
| 処分、縮小、買収および関連費用         | (139)                  | 3,571                  |
| 関連会社である交通銀行に対する持分の希薄化損失 | (1,136)                | -                      |
| 収益の特別項目における為替換算         | -                      | (7)                    |
| 営業費用                    |                        |                        |
| 処分、縮小、買収および関連費用         | (227)                  | (101)                  |
| 再編その他の関連費用              | (616)                  | 19                     |
| 営業費用の特別項目における為替換算       | -                      | 2                      |
| 関連会社およびジョイント・ベンチャー      |                        |                        |
| 関連会社である交通銀行に対する持分の減損損失  | (1,000)                | -                      |

## 補足的な収益に対する経営陣の見解

|                                | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較 |        |                                |
|--------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------|--------------------------------|
|                                |                        |                        | 百万米ドル                  | %      | うち、戦略的取引 <sup>1</sup><br>百万米ドル |
| 収益                             | 34,122                 | 37,292                 | (3,170)                | (9)    | (4,653)                        |
| 銀行業務の正味受取利息 (NII) <sup>2</sup> | 21,313                 | 22,204                 | (891)                  | (4)    | (1,264)                        |
| 手数料その他の収益                      | 12,809                 | 15,088                 | (2,279)                | (15)   | (3,389)                        |
| - 特別項目                         | (1,275)                | 3,571                  | (4,846)                | >(100) | (3,873)                        |
| - ウェルス業務                       | 4,564                  | 3,741                  | 823                    | 22     | (85)                           |
| - ホールセール・トランザクション・バンキング業務      | 5,637                  | 5,226                  | 411                    | 8      | (136)                          |
| - その他                          | 3,883                  | 2,550                  | 1,333                  | 52     | 705                            |

1 詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

2 銀行業務の正味受取利息と報告数値ベースの正味受取利息との調整については、2025年度上半期インタリム・レポートの21頁を参照のこと。

## 財務成績（恒常為替ベース） - 2025年度上半期と2024年度上半期の比較

## 2024年度上半期と比較した税引前当期純利益（恒常為替ベース）の変動

|                               | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較 |      |                                |
|-------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------|--------------------------------|
|                               |                        |                        | 百万米ドル                  | %    | うち、戦略的取引 <sup>1</sup><br>百万米ドル |
| 恒常為替ベース                       |                        |                        |                        |      |                                |
| 収益                            | 34,122                 | 37,057                 | (2,935)                | (8)  | (4,695)                        |
| 予想信用損失 (ECL)                  | (1,941)                | (993)                  | (948)                  | (95) | 64                             |
| 営業費用合計                        | (17,022)               | (16,192)               | (830)                  | (5)  | 300                            |
| 営業利益                          | 15,159                 | 19,872                 | (4,713)                | (24) | (4,331)                        |
| 関連会社および合併会社からの利益持分（減損<br>控除後） | 651                    | 1,619                  | (968)                  | (60) | -                              |
| 税引前当期純利益                      | 15,810                 | 21,491                 | (5,681)                | (26) | (4,331)                        |

1 詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Impact of strategic transactions」を参照のこと。

## 財務成績の概況説明 - 2025年度上半期と2024年度上半期との比較

## 税引前当期純利益

税引前当期純利益（報告数値ベース）は15.8十億米ドルであり、主に特別項目の影響を反映して、2024年度上半期に比べ5.7十億米ドル減少した。かかる減少には、2025年度上半期における当グループの子会社である交通銀行に関連する希薄化損失1.1十億米ドルおよび減損1.0十億米ドルの認識が含まれていた。加えて、2024年度上半期において非経常的に認識されたカナダの銀行業務の処分益4.8十億米ドルによる不利な影響もあったが、アルゼンチン事業を売却目的保有に分類したことで2024年度上半期に計上された損失1.2十億米ドルにより、一部相殺された。

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は15.8十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ5.7十億米ドル減少したが、特別項目を除外すると0.9十億米ドル（5%）増加した。

税引後当期純利益（報告数値ベース）は12.4十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ5.2十億米ドル（30%）減少した。

## 収益

収益（報告数値ベース）は34.1十億米ドルであり、3.2十億米ドル（9%）減少した。かかる減少は、主に2024年度上半期において非経常的に認識されたカナダ事業およびアルゼンチン事業の正味処分益に関連する特別項目での不利な変動4.8十億米ドル（純額ベース）を反映したものであった。また、当グループの株式保有比率が19.03%から16.00%に低下することとなった、交通銀行の株式資本発行完了に伴う希薄化損失1.1十億米ドルも含まれていた。

特別項目を除外した収益は、ウェルス業務における受取手数料その他の収益の増加を反映して増加した。契約上のサービス・マージン（CSM）の償却の増加に加え、顧客活動の活発化に伴うプライベート・バンク業務の商品および投資商品の販売増加より、保険業務の業績も好調であった。ホールセール・トランザクション・バンキング業務（特に、市場ボラティリティの高まりによるグローバル外国為替業務）および債券・株式市場業務の受取手数料その他の収益も増加した。

正味受取利息（NII）（報告数値ベース）は、2024年上半期に比べ0.1十億米ドル減少した。かかる減少には、為替換算差額の不利な影響0.4十億米ドルの他、カナダ事業およびアルゼンチン事業の処分に伴う不利な影響1.3十億米ドルが含まれていた。これらの要因を除外すると、構造的ヘッジの効果および資金調達費用の減少により、資産の価格再設定に対する市場金利低下の影響が相殺され、正味受取利息は増加した。金利の低下によりトレーディング勘定における資金調達費用が減少したことで、銀行業務の正味受取利息は0.9十億米ドル減の21.3十億米ドルとなった。

収益（恒常為替ベース）は2.9十億米ドル（8％）減少し、銀行業務の正味受取利息（恒常為替ベース）も0.5十億米ドル減少した。

### 予想信用損失（ECL）

ECL（報告数値ベース）は1.9十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.9十億米ドル（82％）増加した。2025年度上半期の費用には、香港の商業不動産セクターに関連する費用0.5十億米ドルが含まれていた。これは、当グループがECLの計算に使用するモデルの更新による影響0.1十億米ドル、新たにデフォルトとなった与信案件に対する引当金の増額、ならびに賃料および資本価値に継続的な下振れ圧力を加える非住居用不動産の過剰供給を反映したものであった。2025年度上半期においては、地政学的緊張および貿易関税率の引上げによる将来的な経済見通しの不透明化および悪化を反映した引当金も含まれていた。2024年度上半期におけるECL費用は、主に英国における引当金の戻入れならびに法人および機関向けバンキング（CIB）事業の顧客1名に関連する回収の恩恵を受けた。ECL費用（恒常為替ベース）は、2024年度上半期に比べ0.9十億米ドル増加した。

### 営業費用

営業費用（報告数値ベース）は17.0十億米ドルであり、0.7十億米ドル（4％）増加した。かかる増加は、2025年度上半期に計上された当グループの組織簡素化に関連する再編その他の関連費用（主に、特別項目に分類された退職金費用）0.6十億米ドルによるものであった。また、欧州における資産減損を含め、戦略的取引に関連する費用増加0.1十億米ドルも含まれていた。加えて、かかる増加には、テクノロジーへの支出および投資の増加ならびにインフレの影響も含まれていた。かかる増加は、カナダ事業およびアルゼンチン事業の処分完了に伴う費用減少とともに、為替換算差額の有利な影響0.1十億米ドルにより、一部相殺された。

営業費用（恒常為替ベース）は、0.8十億米ドル（5％）増加した。目標ベースの営業費用は、テクノロジーへの支出および投資の増加ならびにインフレの影響により、2024年度上半期に比べ3％増の0.4十億米ドルであった。

### 関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後）

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後の報告数値ベース）は0.7十億米ドルであり、1.0十億米ドル（60％）減少した。かかる減少は、2025年6月30日に実施された使用価値の査定に伴い交通銀行において認識された減損損失1.0十億米ドルによるものであった（なお、詳細については、中間要約連結財務諸表の注記10を参照のこと。）。かかる減少は、サウジ・アワル・バンク（SAB）からの利益持分の増加により、一部相殺された。

### 法人税費用

2025年度上半期の法人税費用は3.4十億米ドル、実効税率は21.3％であったのに対し、2024年度上半期の法人税費用は3.9十億米ドル、実効税率は18.1％であった、両年度上半期においては、課税対象外の特定の重要な特別項目が含まれていたが、当該特別項目を除外すると、2025年度上半期の実効税率は、19.7％（2024年度上半期：21.4％）であった。

課税上の特別項目の詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの22頁を参照のこと。

### 2025年度第2回中間配当

2025年7月30日付で取締役会は、2025年度第2回中間配当が普通株式1株あたり0.10米ドルであると発表した。詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの107頁を参照のこと。

### バランスシートおよび資本

#### バランスシートの健全性

資産合計（報告数値ベース）は3.2兆米ドルであり、2024年12月31日現在に比べ197十億米ドル増加した。かかる増加には、為替換算差額の有利な影響136十億米ドルが含まれていた。資産合計（恒常為替ベース）は、金融投資残高の増加、リバースレボ契約の増加およびその他の資産残高の増加により、62十億米ドル増加した。かかる増加は、現金および中央銀行預け金の減少ならびにデリバティブ資産の減少により、一部相殺された。

顧客口座残高に対する顧客貸付金の割合は57％（2024年12月31日現在：56％）であった。

分配可能積立金

2025年6月30日現在の当社の分配可能積立金は、14.1十億米ドル（2024年12月31日現在：28.3十億米ドル）であった。かかる減少は主に、普通株式の配当金およびその他Tier 1 債のクーポン払い8.7十億米ドルならびに自己株式買戻しに係る支払い15.0十億米ドルによるものであった。当社が2025年上半期に計上した当期純利益9.2十億米ドルは、次期以降の決算において分配可能積立金に反映されることとなる。2025年6月24日付で当社は、資本余剰金および資本償還準備金に計上された16.6十億米ドルの消却により、分配可能積立金を増額するための裁判所の承認を取得し、当該消却は、2025年7月10日付で発効した。これにより、次期以降の決算において分配可能積立金が増額されることとなり、当グループは、今後数年間にわたりさらに柔軟に株主に還元することができるようになる。

資本・流動性ポジション

2025年6月30日現在の普通株式等Tier 1（CET 1）比率は14.6％であり、2024年12月31日現在の14.9％に比べ低下した。

当グループが保有する適格流動資産（HQLA）の平均額は678.1十億米ドルであった。なお、これには、当グループ内の法人に帰属する適格流動資産で、現地の規制により譲渡不可であるものは含まれていない。

香港事業

収益（恒常為替ベース）に対する経営陣の見解

|                                       | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較 |                                |       |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------------|-------|
|                                       |                        |                        | 百万米ドル                  | うち、<br>戦略的取引 <sup>5</sup><br>% | 百万米ドル |
| 銀行業務の正味受取利息（NII） <sup>1</sup>         | 5,875                  | 5,929                  | (54)                   | (1)                            | -     |
| 手数料その他の収益 <sup>2</sup>                | 1,973                  | 1,503                  | 470                    | 31                             | -     |
| - リテール・バンキング・アンド・ウェルス業務               | 1,362                  | 939                    | 423                    | 45                             | -     |
| - リテール・バンキング業務                        | 176                    | 155                    | 21                     | 14                             | -     |
| - ウェルス業務                              | 1,101                  | 760                    | 341                    | 45                             | -     |
| - その他 <sup>3</sup>                    | 85                     | 24                     | 61                     | >100                           | -     |
| - コマーシャル・バンキング業務                      | 611                    | 564                    | 47                     | 8                              | -     |
| - ホールセール・トランザクション・バンキング業務             | 361                    | 346                    | 15                     | 4                              | -     |
| - 与信・貸付業務                             | 43                     | 44                     | (1)                    | (2)                            | -     |
| - その他 <sup>3</sup>                    | 207                    | 174                    | 33                     | 19                             | -     |
| 収益（特別項目を除く）                           | 7,848                  | 7,432                  | 416                    | 6                              | -     |
| 特別項目                                  | -                      | -                      | -                      | N/A                            | -     |
| 収益                                    | 7,848                  | 7,432                  | 416                    | 6                              | -     |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後） <sup>4</sup> % | 34.9                   | 38.4                   |                        |                                |       |

1 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年度上半期インタリム・レポートの21頁を参照のこと。なお、香港事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。

2 手数料その他の収益に関する補足的分析については、2025年度上半期インタリム・レポートの28頁を参照のこと。

3 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益を含む。また、その他商品固有でない収益および名目上の税額控除も含まれる。

4 事業セグメント別の有形自己資本利益率（RoTE）算出の詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの40頁を参照のこと。

5 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は4.7十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.1十億米ドル（2％）減少した。

収益（恒常為替ベース）は7.8十億米ドルであり、0.4十億米ドル（6％）増加した。

銀行業務の正味受取利息（NII）は5.9十億米ドルであり、0.1十億米ドル（1％）減少した。かかる減少は、特に2025年度上半期中の香港銀行間取引金利（HIBOR）の低下に伴うマージン縮小の影響および貸付残高の減少によるものであった。かかる減少は、2024年6月30日以降に預金残高が43十億米ドル（9％）増加したことおよび金利低下に伴い資金調達費用が減少したことにより、一部相殺された。

手数料その他の収益は2.0十億米ドルであり、0.5十億米ドル（31％）増加した。かかる増加の主な要因は、市場ボラティリティにより顧客活動が活発化したことで、投資商品の販売が好調であったウェルス業務において0.3十億米ドル（45％）増加したことであった。

2025年度上半期における予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は0.9十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.5十億米ドル増加した。2025年度上半期においては、香港の商業不動産セクターに関連する費用が含まれていた。これは、当グループがECLの計算に使用するモデルの更新による影響0.1十億米ドル、新たにデフォルトとなった与信案件に対する引当金の増額、ならびに賃料および資本価値に継続的な下振れ圧力を加える非住居用不動産の過剰供給を反映したものであった。また、地政学的緊張および貿易関税率の引上げによる将来的な経済見通しの悪化による費用も発生した。

営業費用（恒常為替ベース）は2.3十億米ドルであり、営業コスト削減の影響を反映して30百万米ドル減少した。かかる減少は、テクノロジーへの支出の増加およびインフレの影響により、おおむね相殺された。

英国事業

収益（恒常為替ベース）に対する経営陣の見解

|                                       | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較 |      |                                    |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------|------------------------------------|
|                                       |                        |                        | 百万米ドル                  | %    | うち、<br>戦略的取引 <sup>5</sup><br>百万米ドル |
| 銀行業務の正味受取利息（NII） <sup>1</sup>         | 5,306                  | 5,026                  | 280                    | 6    | -                                  |
| 手数料その他の収益 <sup>2</sup>                | 922                    | 968                    | (46)                   | (5)  | -                                  |
| - リテール・バンキング・アンド・ウェルス業務               | 316                    | 355                    | (39)                   | (11) | -                                  |
| - リテール・バンキング業務                        | 134                    | 120                    | 14                     | 12   | -                                  |
| - ウェルス業務                              | 175                    | 205                    | (30)                   | (15) | -                                  |
| - その他 <sup>3</sup>                    | 7                      | 30                     | (23)                   | (77) | -                                  |
| - コマーシャル・バンキング業務                      | 606                    | 613                    | (7)                    | (1)  | -                                  |
| - ホールセール・トランザクション・バンキング業務             | 444                    | 450                    | (6)                    | (1)  | -                                  |
| - 与信・貸付業務                             | 111                    | 103                    | 8                      | 8    | -                                  |
| - その他 <sup>3</sup>                    | 51                     | 60                     | (9)                    | (15) | -                                  |
| 収益（特別項目を除く）                           | 6,228                  | 5,994                  | 234                    | 4    | -                                  |
| 特別項目                                  | -                      | -                      | -                      | N/A  | -                                  |
| 収益                                    | 6,228                  | 5,994                  | 234                    | 4    | -                                  |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後） <sup>4</sup> % | 23.4                   | 27.1                   |                        |      |                                    |

1 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年度上半期インタリム・レポートの21頁を参照のこと。なお、英国事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。

2 手数料その他の収益に関する補足的分析については、2025年度上半期インタリム・レポートの28頁を参照のこと。

3 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益を含む。また、その他商品固有でない収益、不動産の処分益/（処分損）および名目上の税額控除も含まれる。

- 4 事業セグメント別の有形自己資本利益率（RoTE）算出の詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの40頁を参照のこと。
- 5 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は3.3十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.3十億米ドル（7％）減少した。

収益（恒常為替ベース）は6.2十億米ドルであり、0.2十億米ドル（4％）増加した。

銀行業務の正味受取利息（NII）は5.3十億米ドルであり、金利低下にも拘わらず0.3十億米ドル（6％）増加した。かかる増加は、構造的ヘッジからの継続的な恩恵に加え、市場規模全体の拡大に伴う住宅ローンおよび法人向け貸付の貸付残高の増加ならびに預金残高の増加によるものであった。かかる増加は、住宅ローンのマージン圧縮により一部相殺されたが、顧客の利付預金口座への移行は引き続き安定していた。

手数料その他の収益は0.9十億米ドルであり、5％減少した。リテール・バンキング業務およびウェルス業務における手数料その他の収益の減少は、ウェルス業務における外国為替取引手数料の減少によるものであった。

2025年度上半期の予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は0.3十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.3十億米ドル増加した。かかる増加は主に、2025年度上半期においてECLの水準がより正常化したことに加え、2024年度上半期において非経常的に計上されたリテール業務の与信案件引当金の戻入を反映したものであった。

営業費用（恒常為替ベース）は2.6十億米ドルであり、0.2十億米ドル（9％）増加した。かかる増加は主に、オペレーショナル・レジリエンス関連のものを含め、テクノロジーへの投資の増加を反映したものであったが、コスト削減の継続により一部相殺された。

法人および機関向けバンキング（CIB）事業

収益（恒常為替ベース）に対する経営陣の見解

|                                       | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較 |     |                                    |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----|------------------------------------|
|                                       |                        |                        | 百万米ドル                  | %   | うち、<br>戦略的取引 <sup>5</sup><br>百万米ドル |
| 銀行業務の正味受取利息（NII） <sup>1</sup>         | 7,014                  | 7,314                  | (300)                  | (4) | (602)                              |
| 手数料その他の収益 <sup>2</sup>                | 7,103                  | 6,033                  | 1,070                  | 18  | 106                                |
| - ホールセール・トランザクション・バンキング業務             | 4,831                  | 4,390                  | 441                    | 10  | (112)                              |
| - 投資銀行業務                              | 542                    | 472                    | 70                     | 15  | (3)                                |
| - 債券・株式市場業務                           | 1,522                  | 1,153                  | 369                    | 32  | 30                                 |
| - ホールセールと信・貸付業務                       | 278                    | 304                    | (26)                   | (9) | (51)                               |
| - その他 <sup>3</sup>                    | (70)                   | (286)                  | 216                    | 76  | 241                                |
| 収益（特別項目を除く）                           | 14,117                 | 13,347                 | 770                    | 6   | (496)                              |
| 特別項目                                  | -                      | (14)                   | 14                     | 1   | -                                  |
| 収益                                    | 14,117                 | 13,333                 | 784                    | 6   | (496)                              |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後） <sup>4</sup> % | 16.9                   | 15.6                   |                        |     |                                    |

- 1 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年度上半期インタリム・レポートの21頁を参照のこと。なお、CIB事業においては、銀行業務の正味受取利息を算出するための正味受取利息に対する調整は行われていない。トレーディング資産および公正価値評価された純資産の資金調達に係る内部費用は、「手数料その他の収益」に計上されている。連結上、かかる資金調達費用は、コーポレート・センターにおいて除外されている。2025年度上半期における当該資金調達費用は、4.7十億米ドル（2024年度上半期：5.5十億米ドル）であった。
- 2 手数料その他の収益に関する補足的分析については、2025年度上半期インタリム・レポートの28頁を参照のこと。
- 3 マーケッツ・トレジャリー業務からの分配収益およびハイパーインフレの影響を含む。また、名目上の税額控除も含まれる。
- 4 事業セグメント別の有形自己資本利益率（RoTE）算出の詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの40頁を参照のこと。

5 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は6.4十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.2十億米ドル（4％）増加した。

収益（恒常為替ベース）は14.1十億米ドルであり、カナダ事業およびアルゼンチン事業の処分による不利な影響を含めても、0.8十億米ドル（6％）増加した。

銀行業務の正味受取利息（NII）は7.0十億米ドルであり、0.3十億米ドル（4％）減少した。かかる減少の主な要因は、複数の事業処分による減少0.6十億米ドルであった。銀行業務の正味受取利息は、グローバル・ペイメント・ソリューション（GPS）業務における金利引下げの影響を反映したものであったが、平均残高の5％増により一部相殺された。銀行業務の正味受取利息は、グローバル・トレード・ソリューションズ（GTS）業務において増加した。かかる増加は、顧客需要の高まりに伴い当グループのアジア法人を中心に平均残高が10％増加したことによるものであった。また、CIB事業で保有する資本に対する構造的ヘッジからの恩恵もあって、その他の正味受取利息も増加した。

手数料その他の収益は7.1十億米ドルであり、1.1十億米ドル（18％）増加した。

ホールセール・トランザクション・バンキング業務においては、手数料その他の収益が0.4十億米ドル（10％）増加した。かかる増加の主な要因は、2025年度上半期における市場ボラティリティの高まりに伴い、グローバル外国為替業務において収益が増加したことであった。

債券・株式市場業務においては、手数料その他の収益が0.4十億米ドル（32％）増加した。債券市場業務における増加は、高金利に伴う米ドル建て仕組債の発行によるものであった。株式市場業務は、プライム・ファイナンスの新規顧客の獲得および機関による資金調達需要の拡大からの恩恵を受けた。株式デリバティブも、マクロ経済の不透明感による市場ボラティリティの高まりからの恩恵を受けた。

「その他」における手数料その他の収益は、主に非経常的に計上したアルゼンチンにおけるハイパーインフレの不利な影響により、0.2十億米ドル増加した。

2025年度上半期の予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は0.3十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.1十億米ドル増加した。かかる増加には、欧州における費用が含まれていた。これは、2024年度上半期において顧客1名に関連する戻入れがあったのとは対照的であった。

営業費用（恒常為替ベース）は7.5十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.4十億米ドル（6％）増加した。かかる増加には、特に英国、欧州および米国における合併・買収活動および株式資本市場活動の縮小による再編その他の関連費用に加え、ドイツにおける関連減損が含まれていた。かかる増加は、テクノロジーへの支出および投資の増加ならびにインフレの影響も反映していた。かかる増加は、組織の簡素化による費用削減ならびにカナダ事業およびアルゼンチン事業の処分の影響により、一部相殺された。

インターナショナル・ウェルス・アンド・プレミア・バンキング（IWPB）事業

収益（恒常為替ベース）に対する経営陣の見解

|                                       | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較    |        |       |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|--------|-------|
|                                       |                        |                        | うち、<br>戦略的取引 <sup>4</sup> |        |       |
|                                       | 百万米ドル                  | 百万米ドル                  | 百万米ドル                     | %      | 百万米ドル |
| 銀行業務の正味受取利息（NII） <sup>1</sup>         | 3,440                  | 3,913                  | (473)                     | (12)   | (420) |
| 手数料その他の収益                             | 3,628                  | 2,965                  | 663                       | 22     | 95    |
| - リテール・バンキング業務                        | 314                    | 383                    | (69)                      | (18)   | (24)  |
| - ウェルス業務                              | 3,288                  | 2,766                  | 522                       | 19     | (74)  |
| - その他 <sup>2</sup>                    | 26                     | (184)                  | 210                       | >100   | 193   |
| 収益（特別項目を除く）                           | 7,068                  | 6,878                  | 190                       | 3      | (325) |
| 特別項目                                  | (57)                   | 55                     | (112)                     | >(100) | (113) |
| 収益                                    | 7,011                  | 6,933                  | 78                        | 1      | (438) |
|                                       |                        |                        |                           |        |       |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後） <sup>3</sup> % | 16.8                   | 17.6                   |                           |        |       |

1 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年度上半期インタリム・レポートの21頁を参照のこと。IWPB事業における銀行業務の正味受取利息は、IWPB事業における受取利息合計から保険業務における第三者分の受取利息を控除することによ

て算出され、2025年度上半期においては0.2十億米ドル（2024年度上半期：0.2十億米ドル）であった。保険業務の受取利息合計は、ウェルス業務の「手数料その他の収益」に表示されている。

- 2 マーケッツ・トレジャリー業務からの分配収益およびハイパーインフレの影響を含む。その他商品固有でない収益も含まれる。
- 3 2025年度上半期には、特別項目からの1.1パーセント・ポイントの不利な影響が含まれていた。事業セグメント別の有形自己資本利益率（RoTE）算出の詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの40頁を参照のこと。
- 4 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

## 財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は2.1十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.2十億米ドル減少した。かかる減少の主な要因は、戦略的取引の影響0.2十億米ドルであった。

収益（恒常為替ベース）は7.0十億米ドルであり、0.1十億米ドル（1%）増加した。かかる増加には、戦略的取引の不利な影響0.4十億米ドルが含まれていた。

銀行業務の正味受取利息（NII）は3.4十億米ドルであり、0.5十億米ドル（12%）減少した。かかる減少の主な要因は、カナダ事業およびアルゼンチン事業の処分の影響0.4十億米ドルの他、預金に係る金利の低下による影響であった。かかる減少は、バランスシートの拡大により一部相殺された。

手数料その他の収益は3.6十億米ドルであり、0.7十億米ドル（22%）増加した。ウェルス業務は、香港、中国本土、シンガポールおよび台湾を含む複数の市場における商品全体にわたる広範囲な成長を背景に、かかる増加を牽引した。

ウェルス業務の手数料その他の収益は3.3十億米ドルであり、0.5十億米ドル（19%）増加した。

プライベート・バンク業務においては、顧客活動の活発化により仲介業務およびトレーディング業務が好調であったことに加え、投資資産残高の増加に伴う年金手数料の増加により、0.2十億米ドル（23%）増加した。

保険業務においては、契約上のサービス・マージン（CSM）残高の前年同期比での継続的な増加を背景として、CSMの償却が増加したことを反映して、0.2十億米ドル（23%）増加した。2025年度上半期における保険引受業務のCSM残高は13.5十億米ドルであり、1.2十億米ドル（10%）増加した。かかる増加は主に、フランスの生命保険業務を売却目的保有に再分類したことによる減少0.9十億米ドルを含め、新規契約からのCSMの増加を反映したものであった。

2025年度上半期の予想信用損失（ECL）（恒常為替ベース）は0.5十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ37百万米ドル増加した。

営業費用（恒常為替ベース）は4.5十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ0.2十億米ドル（4%）増加した。かかる増加は主に、ウェルス業務への継続的投資、テクノロジーへの支出および投資の増加、インフレの影響ならびに再編その他の関連費用の増加を反映したものであった。かかる増加は、カナダ事業およびアルゼンチン事業の処分に伴う費用削減により、一部相殺された。

## コーポレート・センター

### 財務成績

税引前当期純利益（恒常為替ベース）は0.6十億米ドルであり、2024年度上半期に比べ5.4十億米ドル減少した。

かかる減少には、当グループ保有株式の希薄化による損失1.1十億米ドルおよび当グループが保有する交通銀行株式の帳簿価額の減損1.0十億米ドルが含まれていた。

2025年6月17日付で交通銀行による株式資本発行が完了したことに伴い、当グループの交通銀行株式保有比率は、19.03%から16.00%に低下した。当グループ保有株式の希薄化により発生した税引前損失1.1十億米ドルは、当グループの連結損益計算書において「その他の営業費用」に認識された。当グループは、交通銀行株式を長期投資目的で保有していることから、当該損失は、税務上、損金とならない。当グループの交通銀行に対する投資は、引き続き関連会社に対する投資として分類されている。

加えて、当グループは、2025年6月30日現在の帳簿簿価に係る減損テストを実施した。その結果、使用価値の計算により決定された回収可能額が帳簿簿価を下回ったことから、これにより発生した減損1.0十億米ドルは、「関連会社に対する持分の減損」として認識された。過年度と同様、使用価値の計算においては、将来のキャッシュフロー、関連する割引率および関連する資本の前提条件を見積もる上で、過去の経験および市場参加者の見解の双方に依拠している。

希薄化損失および減損損失はいずれも、当グループの自己資本比率および分配能力に重大な影響を及ぼすことはなかった。当該損失はいずれも、重要な特別項目として取り扱われていることから、当グループの配当性向から除外されている。

当グループは、中国本土への戦略的な関与を引き続き重視しており、交通銀行との価値ある戦略的パートナーシップを継続している。

税引前当期純利益の減少には、2024年度上半期において非経常的に特別項目として認識されたカナダ事業およびアルゼンチン事業の処分に関連する収益3.5十億米ドルによる不利な影響も含まれていた。

収益（恒常為替ベース）は4.4十億米ドル減少した。かかる減少は主に、特別項目の影響を反映したものであった。

銀行業務の正味受取利息（NII）（恒常為替ベース）は、2024年度上半期に比べ安定していた。2025年度上半期における銀行業務の正味受取利息においては、CIB事業を中心にトレーディング資産および公正価値評価された総資産の資金調達に係る内部費用4.7十億米ドル（2024年度上半期：5.5十億米ドル）を正味受取利息から控除している。

手数料その他の収益は0.5十億米ドルであり、0.3十億米ドル増加した。かかる増加の主な要因は、セントラル・トレジャリー業務における金融商品の公正価値の変動および構造的外国為替ヘッジであった。かかる増加には、当グループが保有するフランスの住宅ローン・ポートフォリオおよび一部のその他貸付ポートフォリオに関連する、ヘッジ会計対象外のヘッジによる公正価値評価益も含まれていた。

営業費用（恒常為替ベース）は0.2十億米ドルであり、おおむね横ばいであった。

関連会社および合併会社からの利益持分（減損控除後の恒常為替ベース）は0.6十億米ドルであり、0.9十億米ドル（59％）減少した。かかる減少は、上記の減損損失1.0十億米ドルによるものであったが、サウジ・アフル・バンク（SAB）からの利益持分の増加により一部相殺された。

|                                       | 2025年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2024年度<br>上半期<br>百万米ドル | 2025年度上半期と2024年度上半期の比較 |        |                                    |
|---------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------|------------------------------------|
|                                       |                        |                        | 百万米ドル                  | %      | うち、<br>戦略的取引 <sup>5</sup><br>百万米ドル |
| 収益に対する経営陣の見解                          |                        |                        |                        |        |                                    |
| 銀行業務の正味受取利息（NII） <sup>1</sup>         | (322)                  | (333)                  | 11                     | 3      | -                                  |
| 手数料その他の収益 <sup>2</sup>                | 458                    | 175                    | 283                    | >100   | -                                  |
| 収益（特別項目を除く）                           | 136                    | (158)                  | 294                    | 186    | -                                  |
| 特別項目                                  | (1,218)                | 3,523                  | (4,741)                | >(100) | (3,761)                            |
| 収益 <sup>3</sup>                       | (1,082)                | 3,365                  | (4,447)                | >(100) | (3,761)                            |
| 有形自己資本利益率（RoTE）（年率換算後） <sup>4</sup> % | (2.8)                  | 20.6                   |                        |        |                                    |

1 銀行業務の正味受取利息（NII）の算出方法については、2025年度上半期インタリム・レポートの21頁を参照のこと。コーポレート・センターにおける銀行業務の正味受取利息は、トレーディング資産および公正価値評価された純資産の資金調達に係る内部費用を控除することにより算出され、当該資産に関連する収益は、「トレーディング目的で保有するまたは公正価値評価で管理する金融商品からの純収益」に計上されている。コーポレート・センターにおける銀行業務の正味支払利息には、不動産資産および技術資産に係る資金調達費用の他、フランスのリテール・バンキング業務の処分に関連して保有する住宅ローン・ポートフォリオおよびその他貸付ポートフォリオに係る銀行業務の受取利息が含まれている。

2 「手数料その他の収益」には、特定の取引に係る損益、発行済長期債券および関連スワップの評価差異、金融商品の公正価値の変動、投資不動産および不動産処分に係る再評価損益、ならびに事業セグメントに分配されていない連結調整およびその他の収益項目が含まれている。手数料その他の収益に関する補足的分析については、2025年度上半期インタリム・レポートの28頁を参照のこと。

3 マーケッツ・トレジャリー業務からの収益、当社の正味支払利息およびハイパーインフレの影響は、各事業セグメントにそれぞれの収益および費用と整合するように分配されている。2025年度上半期の当該分配のうち、マーケッツ・トレジャリー業務からの収益は、1,212百万米ドル（2024年度上半期：843百万米ドル）であった。

4 事業セグメント別の有形自己資本利益率（RoTE）算出の詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの40頁を参照のこと。

5 重要な特別項目として分類された戦略的取引の影響。詳細については、2025年度上半期インタリム・レポートの29頁「Strategic transactions supplementary analysis」を参照のこと。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

### 第四部【保証会社等の情報】

該当なし